

蟹江町公共施設等総合管理計画

蟹江町

平成29年 3 月

目次

第1章	はじめに	1
(1)	公共施設等総合管理計画の策定の趣旨	1
(2)	本計画の位置づけ	2
(3)	本計画の対象となる施設	3
第2章	公共施設等を取り巻く状況	4
(1)	人口の動向及び将来の見通し	4
(2)	財政状況とこれからの計画	6
ア	財政状況の推移	6
イ	財政計画	8
第3章	公共施設等の現況及び将来の見通し	9
(1)	本計画における公共施設の分類	9
(2)	ハコモノの整備の現状	10
ア	建物の現状	10
イ	建築年度別建物整備状況	11
ウ	耐震化の状況	11
エ	類似団体との比較	12
(3)	インフラ施設の整備の現状	16
ア	道路	16
イ	橋りょう	16
ウ	上水道	17
エ	下水道	19
(4)	将来の更新費用の推計	20
ア	建物の更新費用推計	20
イ	インフラ施設の更新費用推計	24
ウ	全体更新費用の推計結果	30
第4章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	32
(1)	課題の整理	32
(2)	公共施設管理の基本目標	33
(3)	計画期間	33
(4)	基本方針	34

第5章 施設類型毎の管理に関する基本方針	37
(1) 庁舎等	37
(2) 消防（消防本部・分団詰所等）	38
(3) 学校教育（小中学校）	39
(4) 学校教育（給食センター）	40
(5) 社会教育（社会教育）	41
(6) 社会教育（公民館）	43
(7) 社会教育（体育施設）	44
(8) 社会教育（図書館）	45
(9) 保健福祉（保健センター）	46
(10) 保健福祉（高齢者福祉）	47
(11) 保育（保育所）	48
(12) 保育（児童館）	49
(13) 衛生（斎苑）	50
(14) 防災（防災施設）	51
(15) 道路	52
(16) 橋りょう	53
(17) 上水道	54
(18) 下水道	55
第6章 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針	56
(1) 全庁的な管理体制の構築及び人材の育成	56
(2) さらなる情報と意識の共有化	56
(3) 民間資金等の活用	56
(4) フォローアップの実施方針	56

第1章 はじめに

(1) 公共施設等総合管理計画の策定の趣旨

本町では、高度成長期とその後の第二次ベビーブームによる急激な人口増加に伴う行政ニーズに対応するため、1970年代後半から80年代前半にかけて学校施設を中心に、公共施設を集中的に整備してきました。

その結果、本町の保有する公共施設の約70%が、今後一斉に更新時期を迎えることになり、その費用が本町の財政に大きな負担となることが予想されます。

また、少子高齢化の進行により、公共施設を集中的に整備してきた時期と現在とでは本町の人口構造が大きく変化してきており、公共施設の利用需要の変化に対応していく必要があります。

こうした中、平成25年11月に国が策定した「インフラ長寿命化計画」を上位計画とする地方公共団体の行動計画として、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定要請」が全ての地方公共団体に通知されました。公共施設等総合管理計画においては、全ての公共施設等の老朽化状況等を把握・分析し、人口推移等の見通しも考慮した長期的な施設維持管理が求められています。

このような状況を踏まえまして、本町における今後の公共施設等の適切な規模とあり方を検討しつつ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って適正な維持・管理（更新・統廃合・長寿命化）を計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化及び、その最適配置を実現するための基本的方向性を示す「蟹江町公共施設等総合管理計画」を策定することとしました。

(2) 本計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、蟹江町総合計画を上位計画として整合をはかりつつ、建物系やインフラ系の全ての公共施設に対する維持管理の指針を提示するもので、以下の3点を示します。

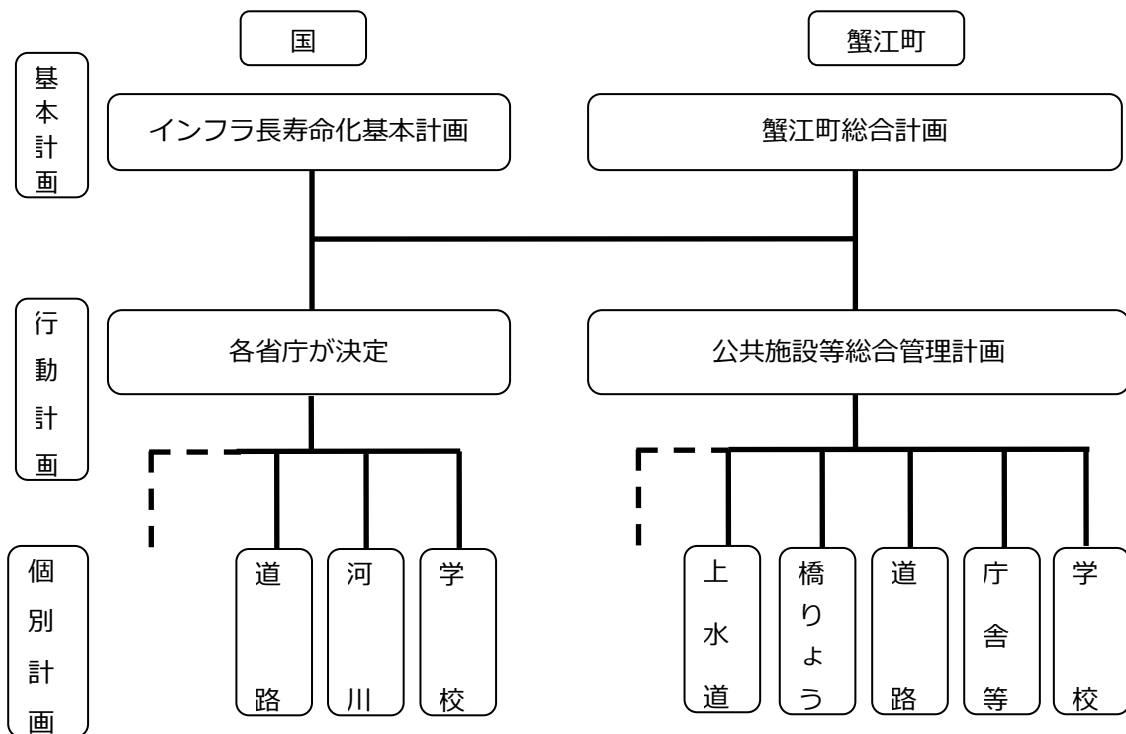
公共施設等総合管理計画に記載する事項

- 公共施設等の現況及び将来の見通し
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針
- 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

また本計画を、インフラ系施設について分野別に策定される「蟹江町橋梁長寿命化修繕計画」や「蟹江町水道ビジョン」等の上位計画として位置づけ整合を図ります。

さらに、国の定めるインフラ長寿命化計画等との関連を示すと、以下のようになります。

公共施設等総合管理計画の位置づけ

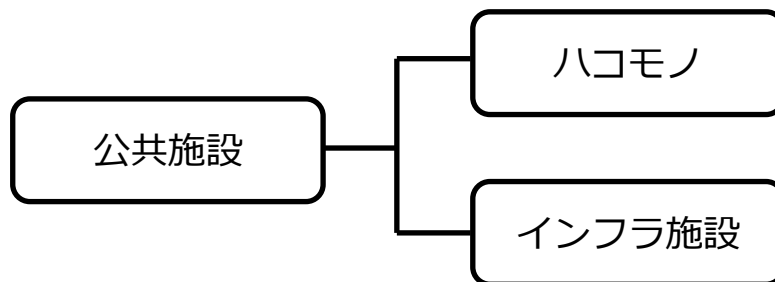


(3) 本計画の対象となる施設

本計画で対象となる施設は、原則として蟹江町が保有する公共施設です。

この公共施設は、庁舎や学校等のいわゆる「ハコモノ」といわれる施設と、道路や橋りょう等のいわゆる「インフラ施設」に大別されますが、本計画ではこのハコモノと、インフラ施設それぞれについて分析等行うこととします。

公共施設等総合管理計画の対象施設



第2章 公共施設等を取り巻く状況

(1) 人口の動向及び将来の見通し

本町の人口は、1995年（平成7年）頃までは上昇傾向にありましたが、その後現在までは、ほぼ横ばいとなっています。

国立社会保障・人口問題研究所発表の推計データによれば、今後は本町でも人口減少傾向になり、現在の出生や転入・転出の傾向が続いた場合には、2040年（平成52年）に約3万人にまで減少すると推計されています。

なお、2011年（平成23年）3月に策定された、第4次蟹江町総合計画においては、2020年（平成32年）の目標人口を38,000人としています。

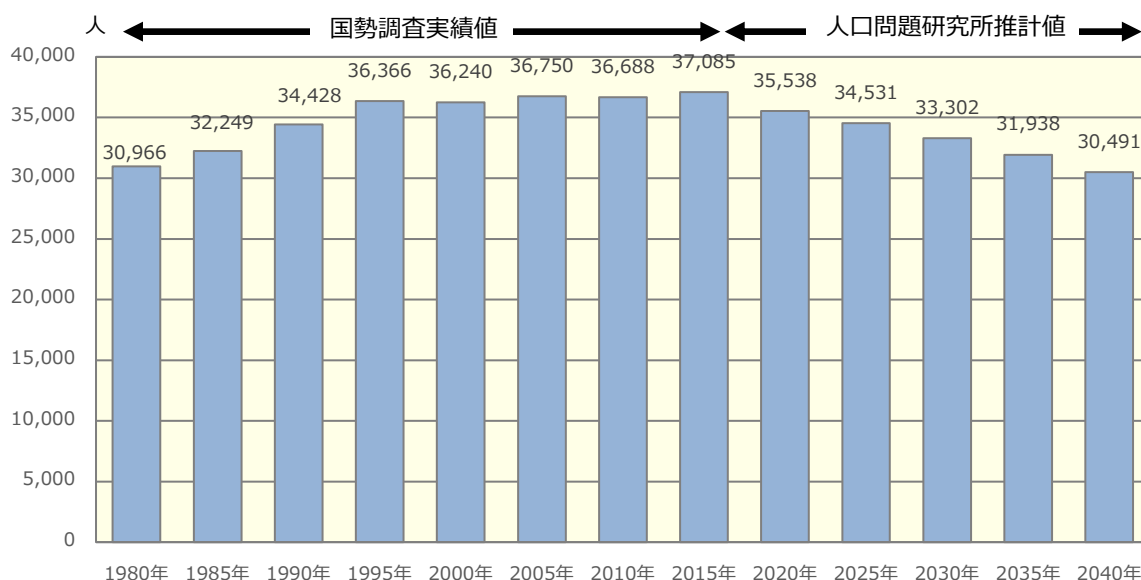


図2-1-1 本町の人口推移と見通し

また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の若年人口は1980年（昭和55年）以降減少が続いており、2010年（平成22年）の約5,000人から、2040年（平成52年）には約3,000人まで減少することが予測されます。

一方、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は1995年（平成7年）までは増加していましたが、以後減少に転じ、2010年（平成22年）の約24,000人から、2040年（平成52年）には約17,000人まで減少することが予測されます。

さらに、65歳以上の高齢人口は1980年（昭和55年）以降増加が続いており、2010年（平成22年）の約7,500人から2040年（平成52年）には、10,000人を超えること

が予測されます。

このように、今後総人口の減少とさらなる高齢化の進展により、公共施設へのニーズが大きく変化することが予測されます。

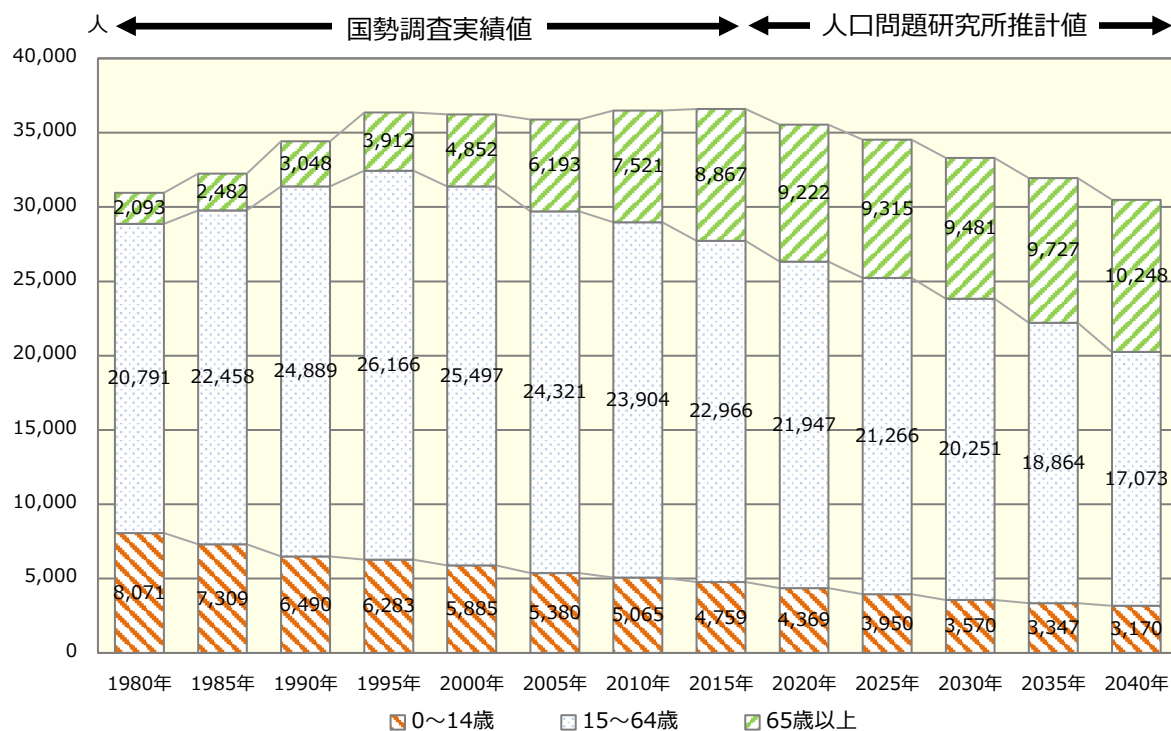


図2-1-2 本町の年齢3区分別人口の推移と今後の見通し

(2) 財政状況とこれからの計画

ア 財政状況の推移

① 歳入決算額の推移

本町の歳入は、2009年度（平成21年度）に国の経済対策により国庫支出金が大幅に増加したことにより100億円を超え、以降、毎年度概ね100億円前後とほぼ横ばいの傾向を示しており、2015年度（平成27年度）の決算額は105.6億円となりました。

また、一般財源（地方税、地方交付税、その他一般財源）については、2010年度（平成22年度）以降、ほぼ80億円前後で推移しています。そのうち、本町の歳入の約50%を占める地方税は、景気回復や徴収率の改善がみられ、2012年度（平成24年度）以降は微増傾向にあり、2015年度（平成27年度）の決算額は52.7億円となりました。

しかしながら、近年の社会経済情勢のなか、かつてのような経済成長も見込まれず、生産年齢人口の減少に伴う住民税等の減少が想定されますので、これらの影響に注視する必要があります。

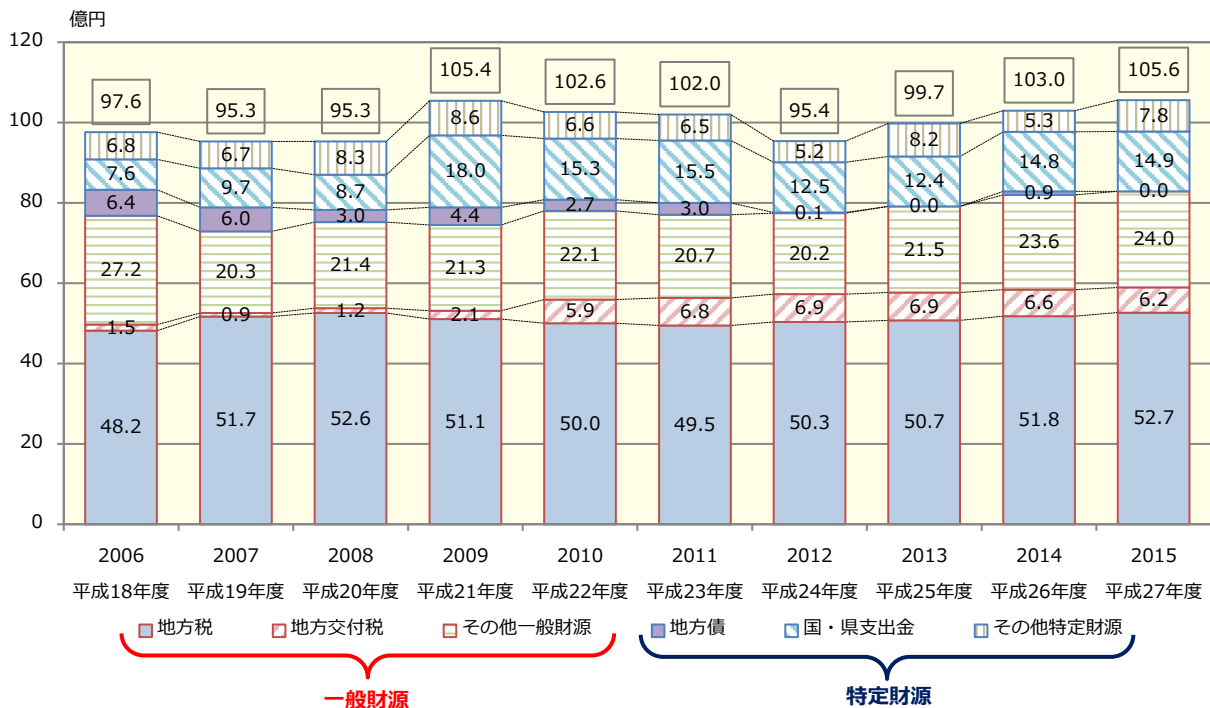


図2-2-1 本町の歳入決算額の推移（普通会計決算）

② 歳出決算額の推移

歳出の推移としては、変動を繰り返しながら増加傾向にあり、2015年度（平成27年度）の歳出額は、2006年度（平成18年度）と比較し、約10%増加しています。

義務的経費については年々増加しており、とりわけ扶助費については、高齢者人口の増加に伴う医療費等の増加により、2006年度（平成18年度）の9.3億円から2015年度（平成27年度）には18.3億円と約2倍に増加しています。公債費については約1.5倍に増加、人件費については20億円前後でほぼ横ばいとなっています。

また、その他経費の一部である繰出金については、2006年度（平成18年度）の9.1億円から2015年度（平成27年度）には14.9億円と約1.6倍に増加しています。これは、公共下水道事業の進捗に伴い、建設費や公債費の財源としての繰出金が増加していることや、高齢者人口の増加に伴い、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各特別会計への繰出金が増加していることが主な要因となっています。

投資的経費については、最も高い2009年度（平成21年度）には16.5億円まで増加しましたが、2015年度（平成27年度）には2006年度（平成18年度）の半分以下となる6.6億円まで減少しています。厳しい財政状況の中、公共施設に対する建設費を抑制している状況です。

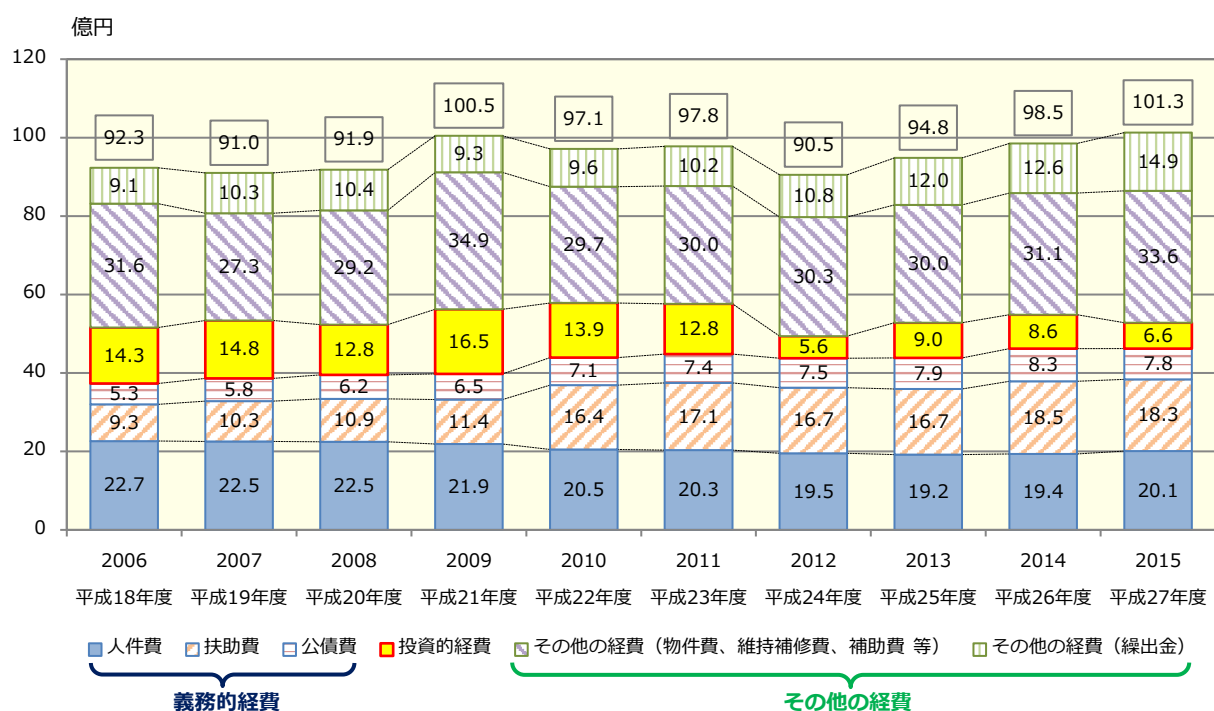


図2-2-2 本町の歳出決算額の推移（普通会計決算）

③ 投資的経費の内訳

投資的経費のうち、公共施設に係る投資的経費と道路及び橋りょうに係る投資的経費の割合は、大型事業の有無により、年度によるバラつきが大きく、2015年度（平成27年度）の実績では、公共施設に3.5億円、道路及び橋りょうに1億円という状況です。2006年度（平成18年度）の実績と比べ、公共施設は5分の2程度、道路及び橋りょうは3分の2程度に減少しています。なお、その他には、国県負担金や支弁人件費等が含まれています。

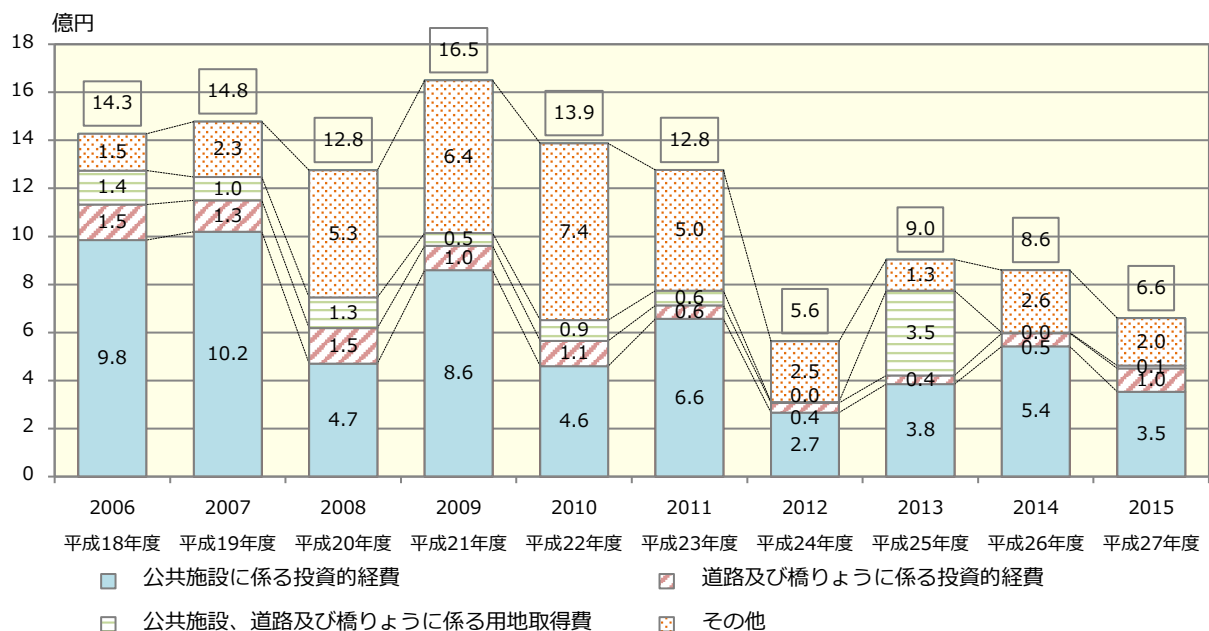


図2-2-3 本町の歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）

イ 財政計画

本町では、健全な財政運営を図るため、「蟹江町財政計画（平成28年1月）」を策定しており、今後の投資的経費の見通しを2024年度（平成36年度）まで示しています。

投資的経費には、JR蟹江駅自由通路等整備事業や多世代交流施設整備事業等の特定の建設事業も見込まれていますが、それら以外の事業については、年間約2億円と計画しており、近年の実績に比べ、大きく抑制される見通しとなっています。

また、この計画の収支見込では、高齢者人口の増加に伴う扶助費の増加や、今後予定されている大型建設事業に対する地方債発行に伴う公債費の増加等により、引き続き厳しい財政状況が予測されています。単年度ごとの収支で2億から6億円の財源不足が生じるものと予測しており、公共施設整備基金等の特定目的基金や財政調整基金を活用しながら財政運営していくこととしています。

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 本計画における公共施設の分類

本計画の策定に当たっては、本町の保有する公共施設等をいくつかの類型に分類し、その類型ごとに、分析等行っていくこととします。

公共施設の類型は、庁舎、学校をはじめとするいわゆる「ハコモノ」に係るものと、道路、橋りょうをはじめとするいわゆる「インフラ施設」に係るものに分け、具体的には以下のように分類しました。

公共施設分類

施設類型		主な公共施設
大分類	小分類	
庁舎等	庁舎	役場庁舎
	消防庁舎	消防本部
	分団詰所その他	分団詰所・防火水槽
	公園	公園管理事務所
学校教育	小学校	小学校
	中学校	中学校
	給食センター	給食センター
社会教育	社会教育	歴史民俗資料館・産業会館
	公民館	蟹江中央公民館・中央公民館分館
	体育施設	蟹江町体育館・体育館分館
	図書館	図書館
保健福祉	保健センター	保健センター
	高齢者福祉	老人福祉センター・ふれあいプラザ
保育	保育所	保育所
	児童館	児童館
衛生	斎苑	斎苑
防災	防災施設	防災倉庫
道路	－	－
橋りょう	－	－
河川	－	－
上水道	－	管理事務所
下水道	－	クリーンセンター

(2) ハコモノの整備の現状

ア 建物の現状

本町の保有する公共施設の類型別建物総延床面積は、以下の通りです。

ここで、類型別建物総延床面積の割合をみると、学校教育が全体の約57%を占めており、これに保育の約9%を加えると、全体の7割近くの建物が学校教育及び保育に供されていることが分かります。したがって、本町においては、この学校教育及び保育に関係する建物の維持・管理を今後いかに行っていくかが非常に重要であることが分かります。

なお、上水道及び下水道はいわゆるインフラ施設に該当しますが、上水道は管理事務所等、下水道はクリーンセンターを建物として保有することから、本計画での分析の対象とします。

類型別建物総延床面積

類型	総延床面積 (㎡)	割合
庁舎	4,395.68	5.5%
消防	2,274.22	2.8%
学校教育	45,750.00	56.8%
社会教育	11,717.22	14.6%
保健福祉	5,187.48	6.4%
保育	7,582.63	9.4%
衛生	401.73	0.5%
防災	953.26	1.2%
公園	949.08	1.2%
上水道	1,226.70	1.5%
下水道	117.00	0.1%
合計	80,555.00	100.0%

イ 建築年度別建物整備状況

本町の保有する公共施設は、一般的にみられるような高度経済成長期に集中的に整備されたのではなく、やや遅れて高度成長期後期からいわゆるバブル景気前の1970年台後半から1980年台前半にかけて整備されてきました。これはいわゆる団塊ジュニアが就学する時期に、学校教育施設を中心に集中的に整備されてきたことによる部分が大きいと考えられます。

また、1980年台までに整備された施設が、全体の約70%を占め、その多くにおいて老朽化が進行しており、今後深刻な問題となりうることを示しています。

さらに、年代別・類型別の整備床面積を見ると、多くの年代で学校教育施設の占める割合が多いことは改めてわかります。

また、庁舎や中央公民館、公民館分館等、学校教育施設以外の大規模公共施設の整備が行われた年には、整備総量が急増することとなっており、今後の施設の建替え等の際にも短期間に多額の費用が必要となることが予測されます。

したがって、建替えはもちろん大規模改修等多額の費用を要する事業の実施時期等、適切な計画を策定する必要があるといえます。

ウ 耐震化の状況

建築基準法施行令改正によりいわゆる新耐震基準が施行された1981年（昭和56年）6月1日以降に建設された施設が全体の延床面積比で約55%となっています。一方、いわゆる旧耐震基準で施工された施設は約45%となっていますが、1981年以前であっても建築時期によっては、耐震性能を満たした建物として設計等されている場合もあります。

本町においては、倉庫等日常的に人の出入りの少ない一部の建物を除き、平成15年度から22年度にかけて耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を行っています。

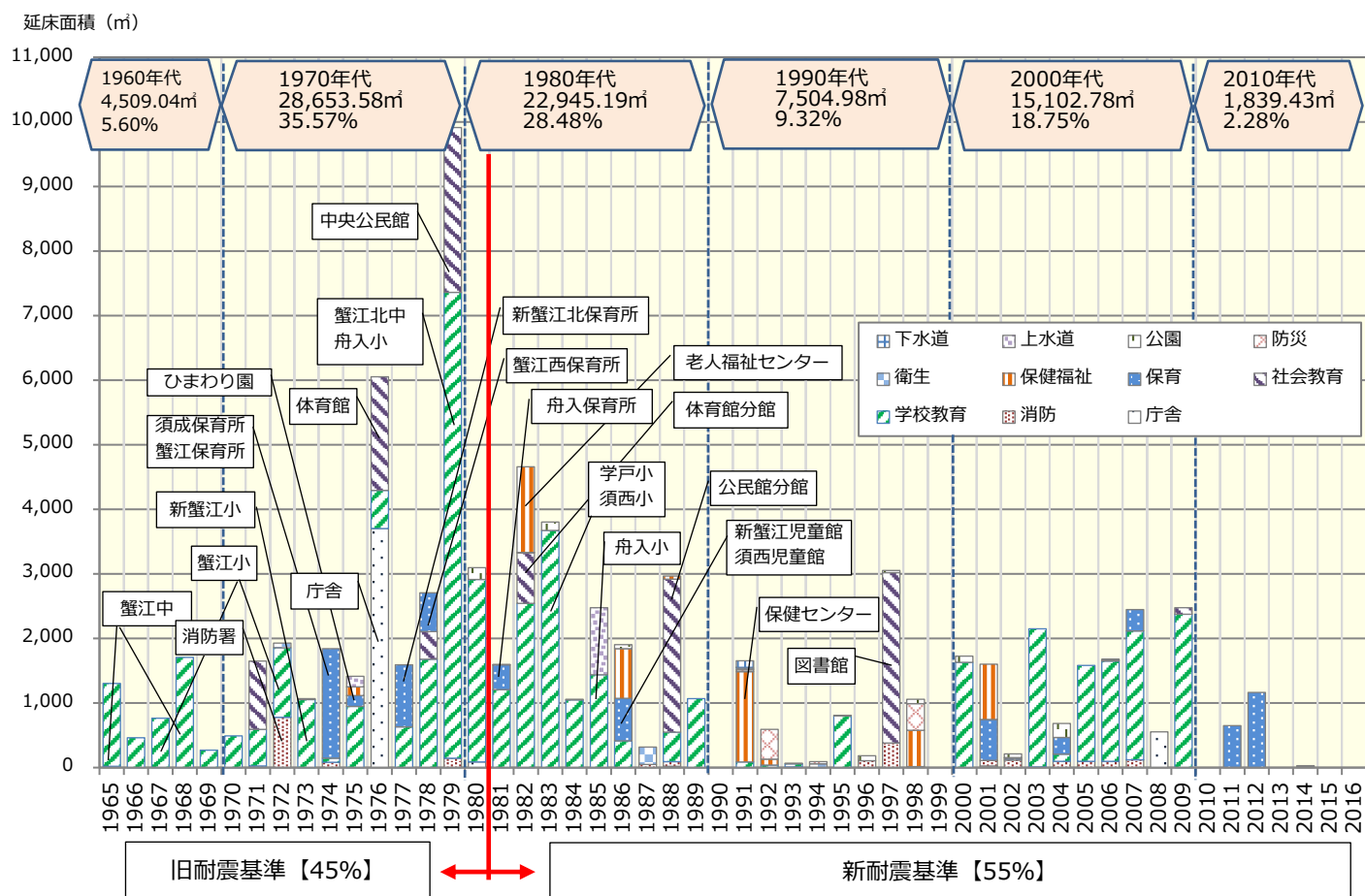


図3-2-1 年代別・類型別整備面積

エ 類似団体との比較

次に、人口や公共施設保有量を愛知県内の類似団体と比較すると次のように示されます。

① 人口

平成22年国勢調査における本町の人口は、36,688人であり、類似団体の中では、3番目に多く、類似団体の平均値33,577人を上回っています。

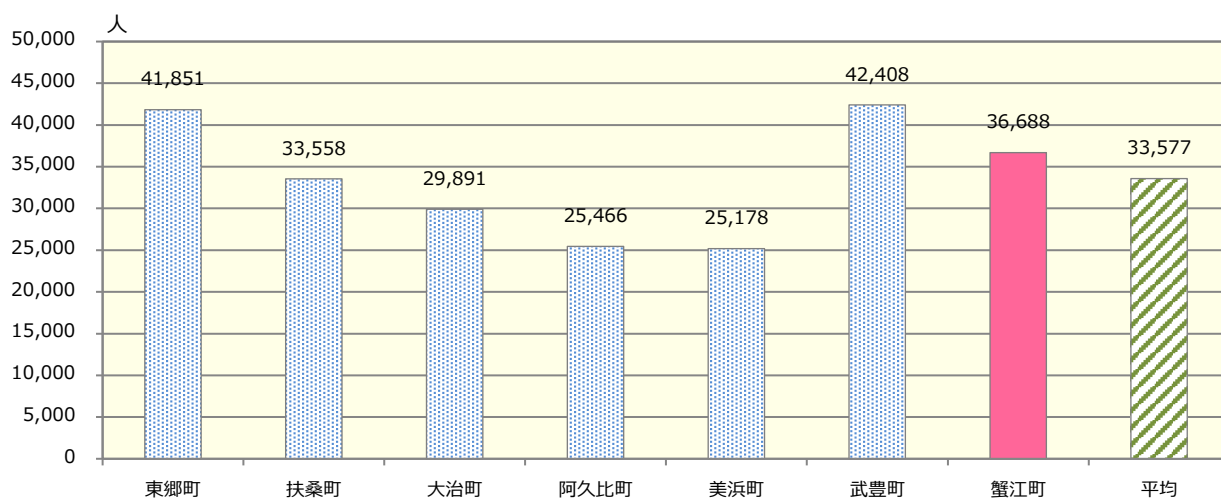


図3-2-2 平成22年国勢調査人口

② 人口1人当たりの公共施設の面積

人口1人当たりの公共施設の面積は、本町では $2.34\text{m}^2/\text{人}$ となっています。これは類似団体中でも大治町の $1.43\text{m}^2/\text{人}$ に次ぐ少なさであり、類似団体の平均値である $2.60\text{m}^2/\text{人}$ を下回っています。

(資料：平成26年度公共施設状況調査)

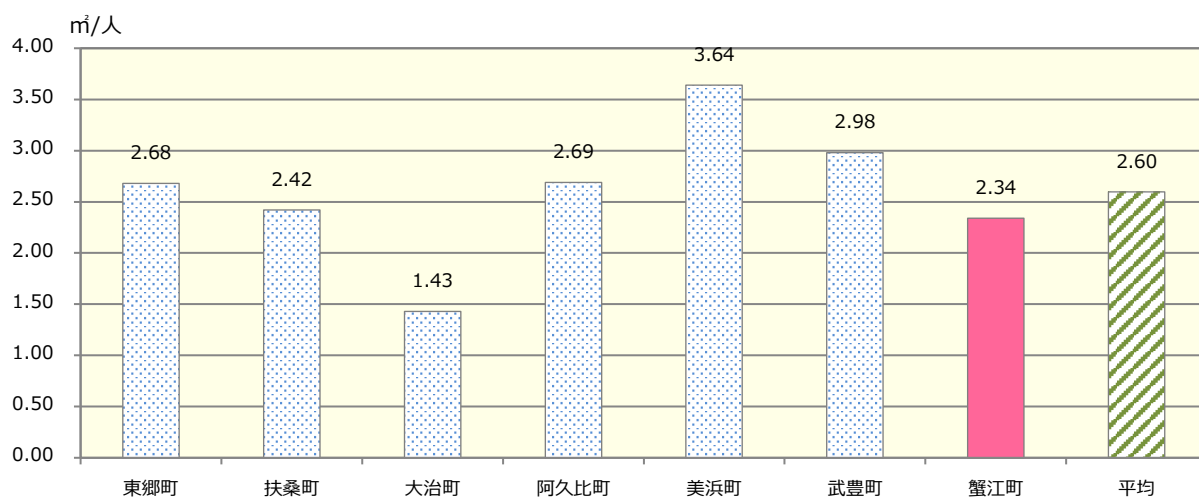


図3-2-3 人口1人当たりの公共施設の面積

③ 人口1人当たりの小学校の面積

人口一人当たりの小学校の面積は、本町では $0.86\text{m}^2/\text{人}$ となっています。これは類似団体の平均値である $0.87\text{m}^2/\text{人}$ と同程度であり、本町の小学校の保有量は概ね平均的であるといえます。

(資料：平成26年度公共施設状況調査)

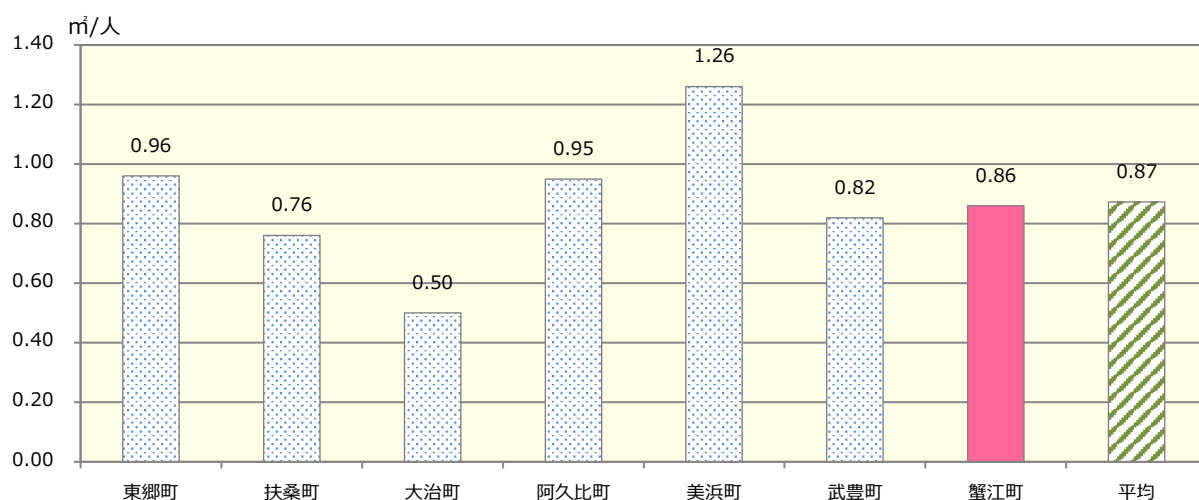


図3-2-4 人口1人当たりの小学校の面積

④ 人口1人当たりの中学校の面積

人口1人当たりの中学校の面積は、本町では $0.48\text{m}^2/\text{人}$ となっています。これは類似団体の平均値である $0.51\text{m}^2/\text{人}$ と同程度であり、本町の中学校の保有量は概ね平均的であるといえます。

(資料：平成26年度公共施設状況調査)

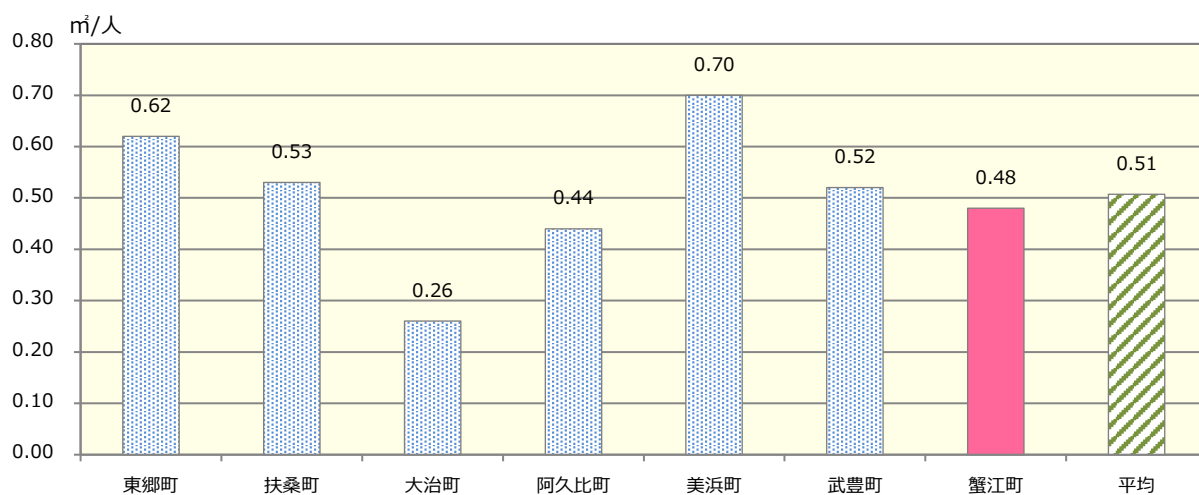


図3-2-5 人口1人当たりの中学校の面積

⑤ 人口1人当たりの学校の面積

小学校及び中学校を合計した人口1人当たりの学校の面積は、本町では $1.33\text{m}^2/\text{人}$ となっています。これは類似団体の平均値である $1.38\text{m}^2/\text{人}$ と同程度であり、本町の学校の保有量は概ね平均的であるといえます。

(資料：平成26年度公共施設状況調査)

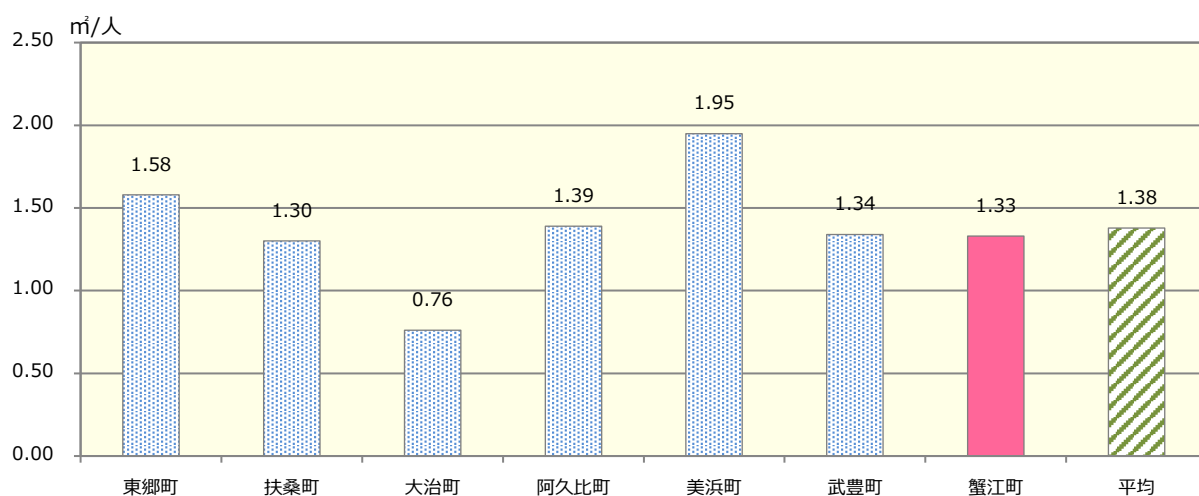


図3-2-6 人口1人当たりの学校の面積

⑥ 人口1人当たりの公立保育所の面積

人口1人当たりの公立保育所の面積は、本町では0.16㎡/人となっており、対象となる施設を保有していない大治町を除き最も保有量が少なく、類似団体の平均値である0.22を下回っています。

(資料：平成26年度公共施設状況調査)

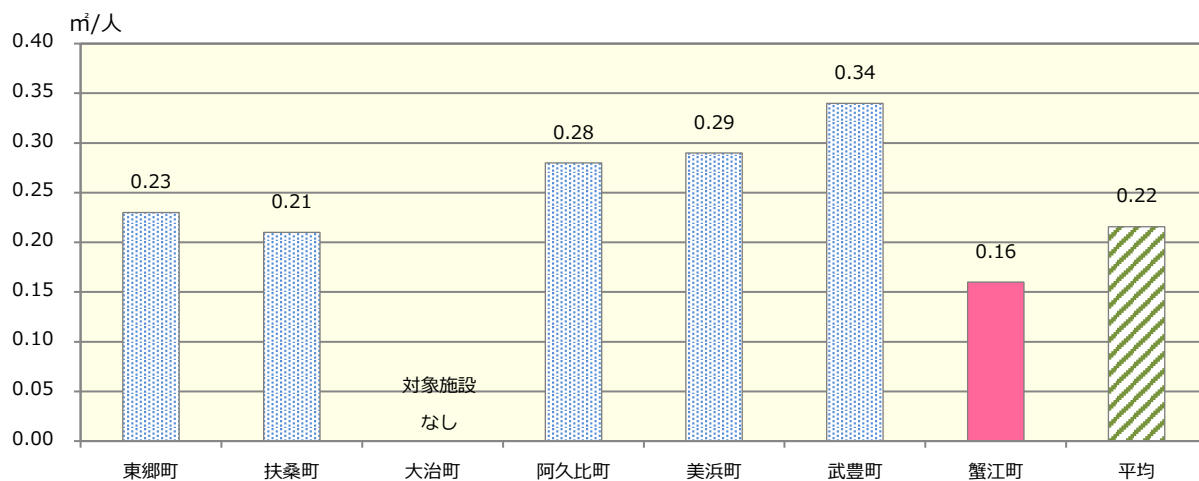


図3-2-7 人口1人当たりの公立保育所の面積

※類似団体とは…客観的に判断できる「人口」と「産業構造」により市町村を分類し、同じ分類となった市町村を指します。

(3) インフラ施設の整備の現状

ア 道路

本町内に整備された道路は種別ごとに下記のようになっています。

種別別道路実延長・道路面積

道路種別	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
1 級町道	11,072	127,011
2 級町道	14,754	134,209
その他の町道	173,461	876,615
自転車歩行者道	46,330	128,231
合計	245,617	1,266,066

イ 橋りょう

本町が管理する橋りょうは、平成27年度末現在で105橋あり、そのうち、15m以上のいわゆる重要橋りょうは25橋あります。

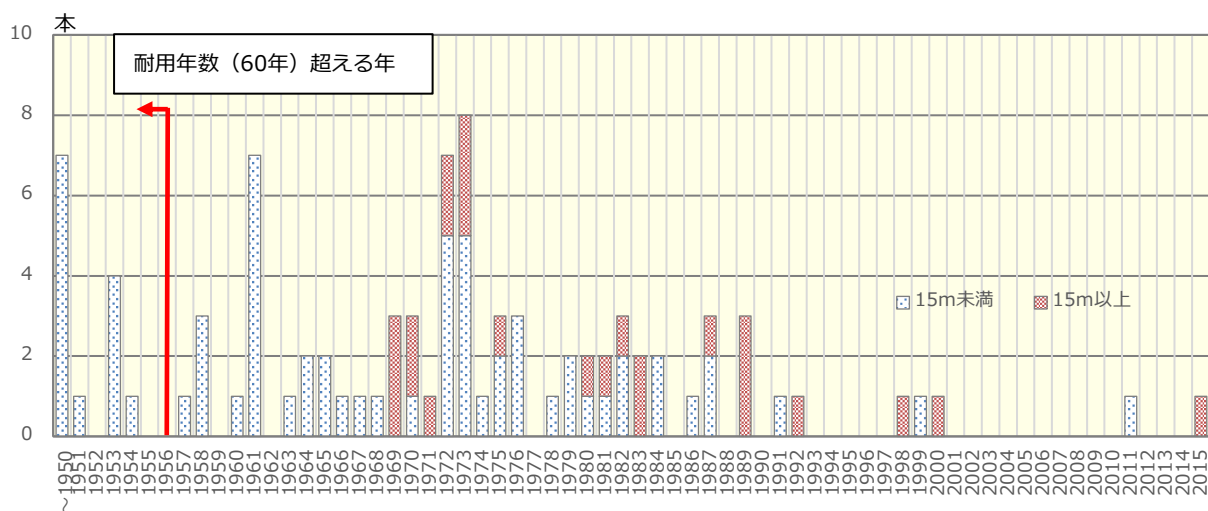


図3-3-1 年度別橋りょう整備数

また、構造別年度別の整備面積は、以下の通りであり、1970年台前半に整備が集中していることがわかります。

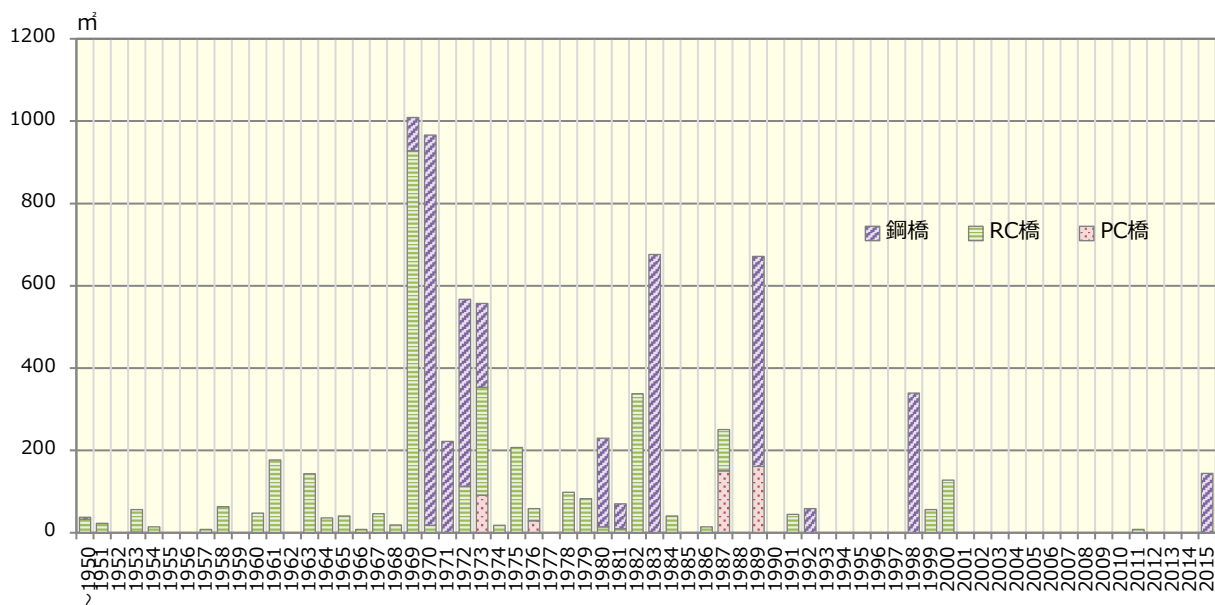


図3-3-2 構造別・年度別の整備面積

ウ 上水道

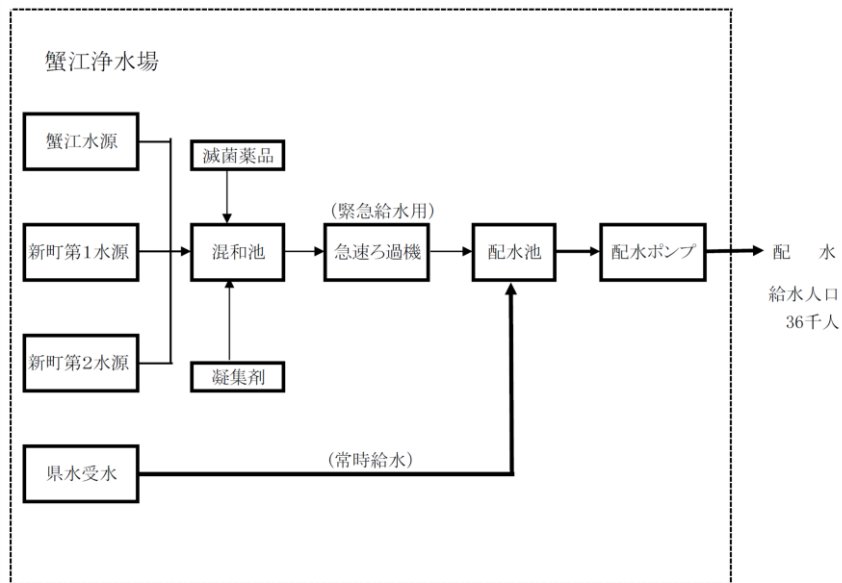
本町の上水道は、2007年度（平成19年度）まで深井戸を水源とする地下水を浄水処理した自己水と、愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」という。）から供給される上水を水源に供給していましたが、地下水の水質が悪化してきたため、2008年度（平成20年度）からは、県営水道のみを水源に給水しており、本町の上水道給水フローは以下に示す通りです。

なお、本町における上水道普及率は100%となっており、耐震管は1984年度（昭和59年度）より採用しており、2015年度（平成27年度）末時点での耐震管整備率は15.2%となっています。

管種別上水道管きょ延長

種別	延長 (m)
導水管	884
送水管	102
配水管	202,717
合計	203,703

蟹江町上水道給水フロー



本町の上水道の管きょ年度別整備延長は、以下のようになっています。附設年次は判明するもので最も古い管きょは1970年（昭和45年）の埋設となっており、約45年を経過しています。それ以前の特に簡易水道が運営されていたときの管きょの詳細は不明となっています。

その後1980年台までに集中的に整備され、このころ整備された管きょはまもなく耐用年数を迎えることとなります。

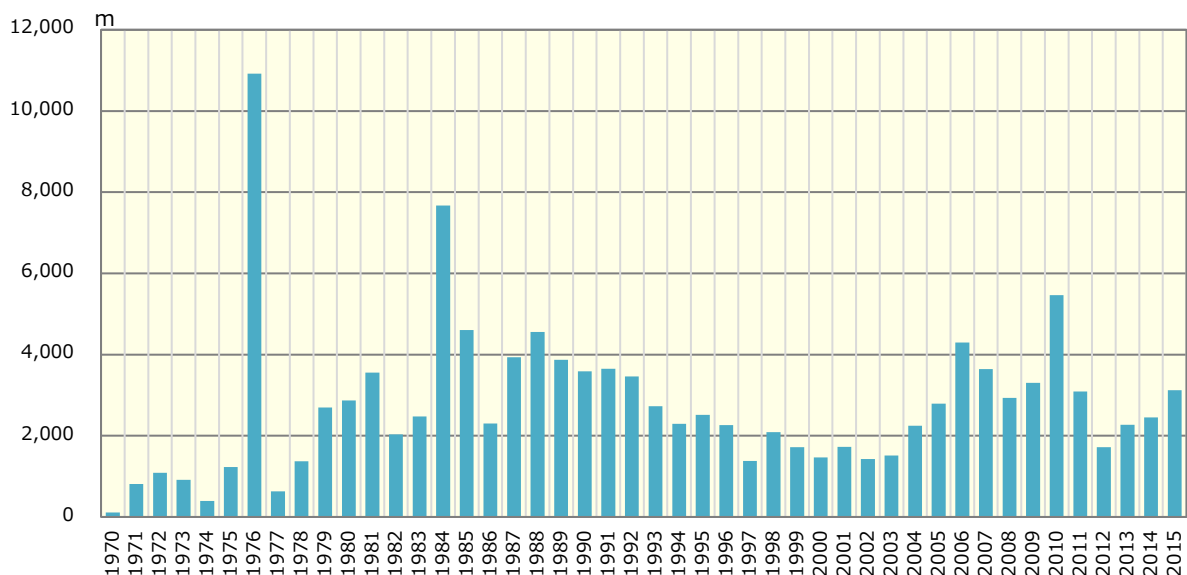


図3-3-3 上水道 管きょ年度別整備延長

エ 下水道

本町の汚水処理は、日光川下流流域下水道関連公共下水道（以下「流域関連」という。）、コミュニティ・プラント（以下「コミプラ」という。）、東水明台団地汚水処理施設（以下「東水明台団地」という。）、豊台団地汚水処理施設（以下「豊台団地」という。）により行われています。

それぞれの管きょ延長は、以下の通りです。

下水道管きょ延長

種別	延長 (m)
流域関連	60,752
コミプラ	1,500
東水明台団地	644
豊台団地	543
合計	63,439

また、年度別整備延長は以下の通りで、2000年（平成12年）にコミプラの整備がなされたのをはじめとして、現在流域関連の管きょの延伸が進んでいます。

現在の下水道普及率は39.9%、接続率は71.8%となっています。

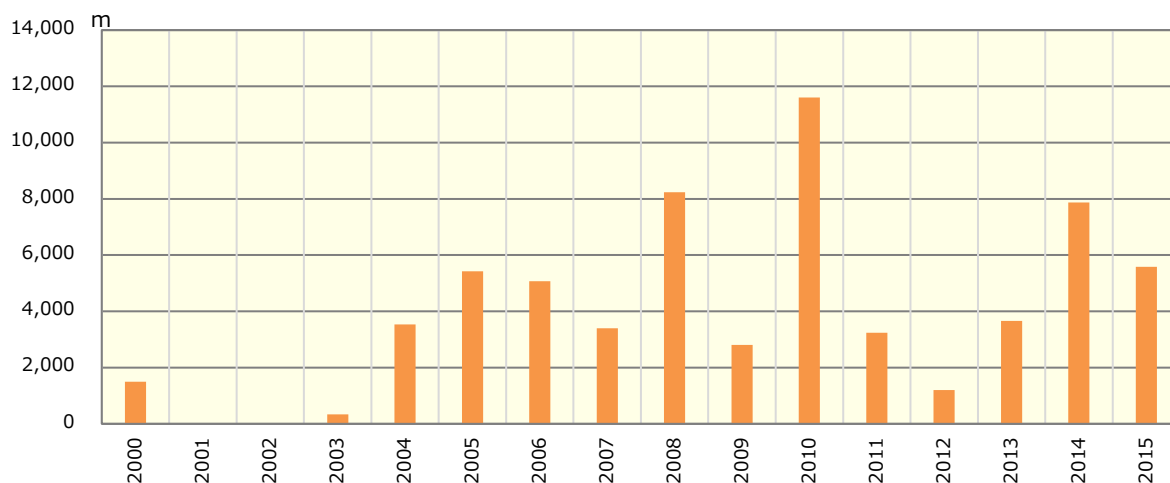


図3-3-4 下水道 管きょ年度別整備延長

(4) 将来の更新費用の推計

ア 建物の更新費用推計

① 推計条件

建物の更新費用推計の際に採用した基本設定及び推計条件は以下の通りです。

なお、推計に当たっては、一般財団法人地域総合整備財団から公開されている「公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10」における考え方を基本として推計します。

建物の更新費用推計の基本設定及び推計条件

建物の寿命については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によれば、たとえば鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は47年となっていますが、これは税務上の減価償却費を算定するものです。

しかしながら、実際の耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされコンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合には70～80年程度とされており、さらには技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能とされています（「建築物の耐久計画に関する考え方」社団法人日本建築学会、昭和63年）。

また、「学校施設の長寿命化改修の手引」（文部科学省、平成26年）によれば、劣化が重度にならないうちに適切なタイミングで、その劣化の原因を調査し劣化の程度と原因に応じた適切な補修・改修を行うことで改修後30年以上、物理的耐用年数を延ばすことができますとされています。

これらを踏まえて、本町においては建物の寿命（耐用年数）を80年と設定し更新費用の推計を行うこととしました。

なお、下記表の「積み残し処理期間」は、本計画策定時に大規模修繕又は建替え時期が到来している建物（積み残し）について、未実施の大規模修繕又は建替えについて、費用負担を分散するため何年で処理するかという期間です。

この建物更新費用の推計に当たっては、一般的な寿命といわれる築後60年で建替える場合と、長寿命化を図り80年で建替える場合の2ケース推計を行いました。

大規模修繕と建替えの実施年数等は以下の通りです。

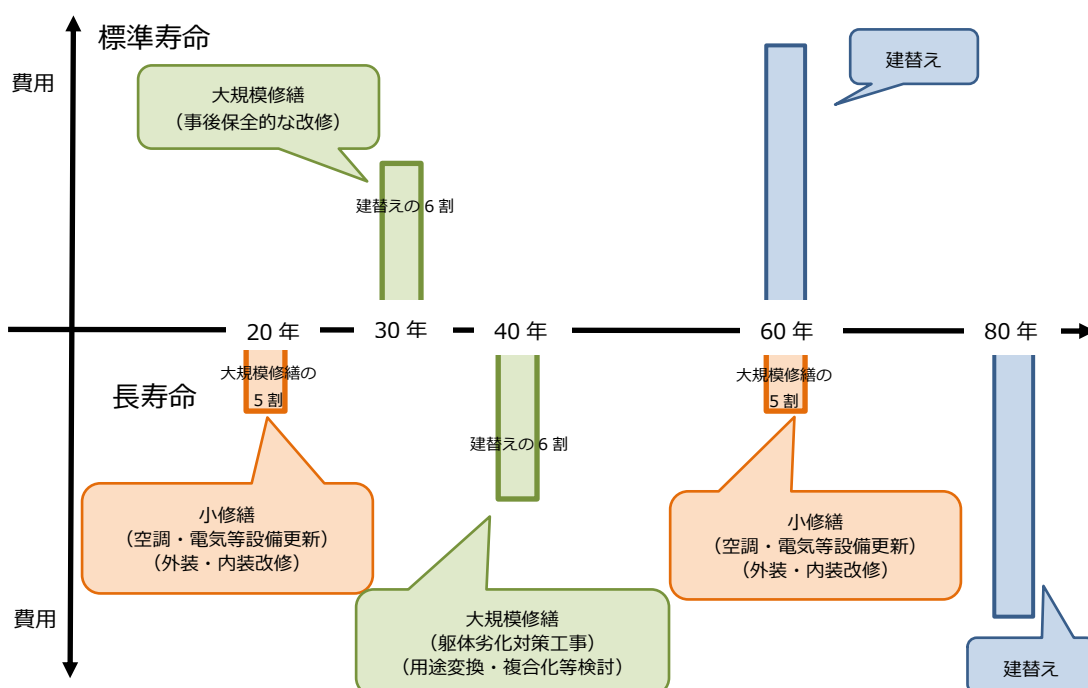
	内容	標準寿命	長寿命
小修繕 (前期)	実施年数	実施せず	20 年
	実施期間	—	1 年
大規模 修繕	実施年数	30 年	40 年
	実施期間	2 年	2 年
	積み残し処理期間	10 年	10 年

小修繕 (後期)	実施年数	実施せず	60年
	実施期間	—	1年
建替え	実施年数	60年	80年
	実施期間	3年	3年
	積み残し処理期間	10年	10年

大規模修繕及び建替えに要する費用は、施設類型ごとに大規模修繕は建替え費用の概ね6割程度、また小修繕は前期後期ともに大規模修繕費用の概ね5割程度とし、具体的には以下の単価を建物の延床面積に乗じた金額とします。

施設類型		小修繕 (万円/㎡)	大規模修繕 (万円/㎡)	建替え (万円/㎡)
大分類	小分類			
社会教育	体育施設以外	13	25	40
社会教育	体育施設	10	20	36
学校教育	—	9	17	33
保育	—	9	17	33
保健福祉	—	10	20	36
庁舎・防災・衛生	—	13	25	40
公園	—	9	17	33
上水道・下水道	—	10	20	36

上記の標準寿命と長寿命の修繕等の時期及び費用のイメージは、以下のように示されます。



② 建物の推計結果

公共施設のうち、建物に投じられてきた既存施設の更新費用は過去5年間平均で2.37億円、新規整備分は過去5年間平均で2.03億円となっており、既存更新及び新規整備分の合計額は4.40億円となり、これがハコモノに投じられている金額であるといえます。

さらに用地取得費の7,300万円を合算すると、合計で5.1億円となっています。

建物の耐用年数を標準的のものとして60年とした場合の、今後40年間の更新費用総額は、357.7億円、年間平均8.9億円と推計されます。これは、上記の既存更新及び新規整備分の合計額4.40億円の1.7倍に当たります。

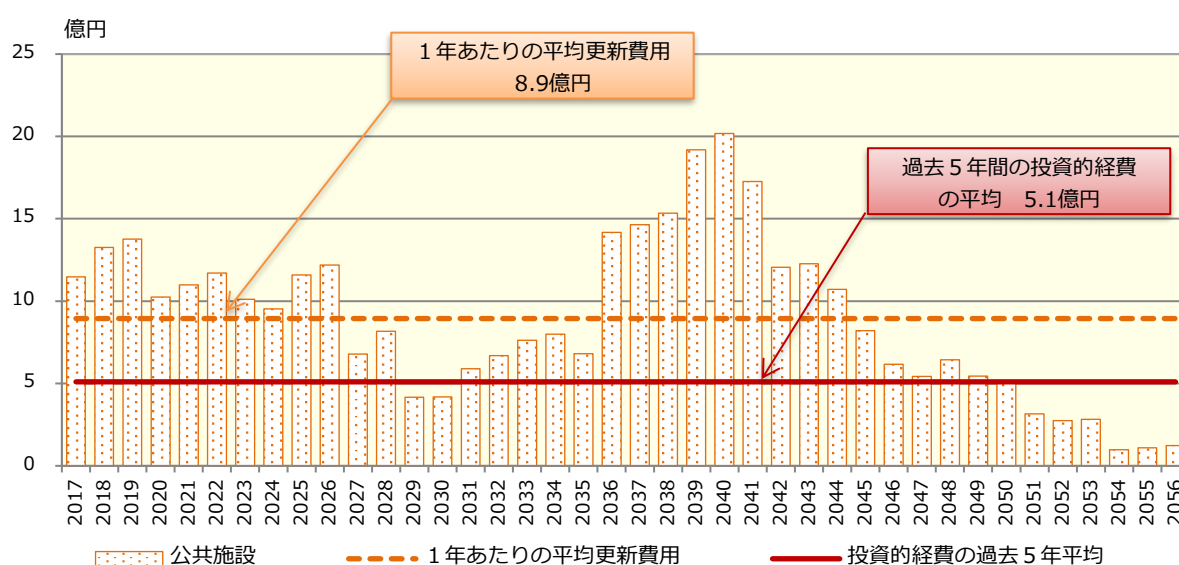


図3-4-1 建物の推計結果（標準寿命）

今後40年間における更新費用	357.7億円
1年あたりの平均更新費用	8.9億円
過去5年間の投資的経費の平均額	5.1億円

一方、建物の耐用年数を長寿命化が図られたものとして80年とした場合の、今後40年間の整備費用総額は、277.0億円、1年あたりの整備額は6.9億円と推計されます。これは、上記の既存更新及び新規整備分の合計額4.40億円の1.4倍に当たります。

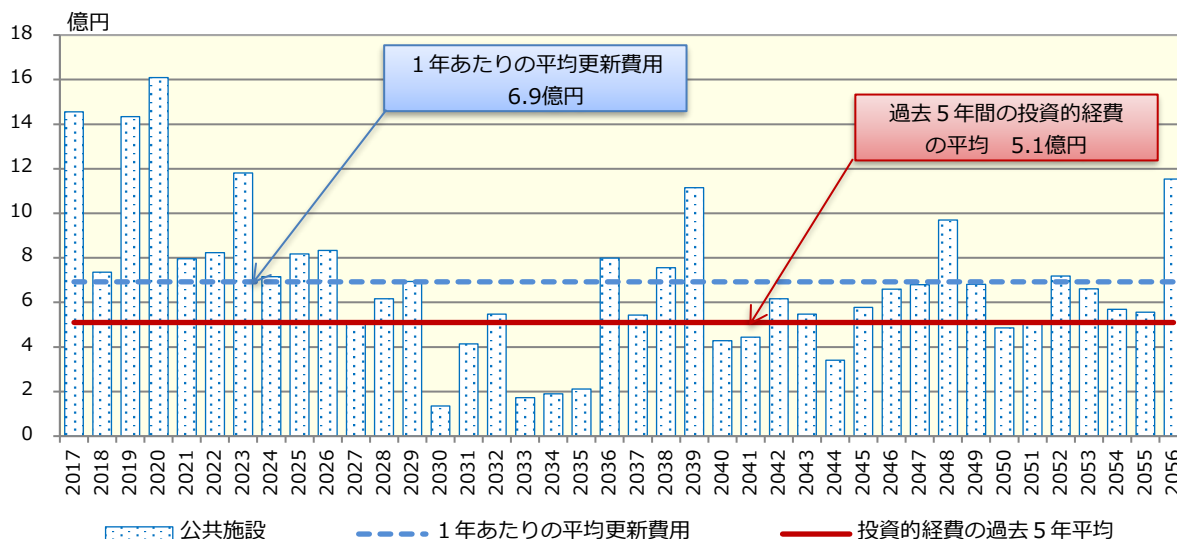


図3-4-2 建物の推計結果（長寿命）

今後40年間における更新費用	277.0億円
1年あたりの平均更新費用	6.9億円
過去5年間の投資的経費の平均額	5.1億円

建物の耐用年数を標準的な60年とした場合と長寿命を想定した80年とした場合との費用を比較すると以下ようになりました。

すなわち、建物について長寿命を推進することにより、大規模修繕や建替えに必要な費用を今後40年間で約23%、総額で80.7億円削減することができると試算されます。

長寿命化による費用効果

	標準耐用年数	長寿命化想定	差額
今後40年間における更新費用	357.7億円	277.0億円	△80.7億円
1年あたりの平均更新費用	8.9億円	6.9億円	△2.0億円
過去5年間の投資的経費の平均額	5.1億円	5.1億円	-

イ インフラ施設の更新費用推計

① 推計条件

次にインフラ施設（道路・橋りょう・上水道・下水道）の更新費用推計の際に採用した基本設定及び推計条件は以下の通りです。

建物と同様、推計に当たっては、一般財団法人地域総合整備財団から公開されている「公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10」における考え方を基本として推計します。

道路の更新費用推計の基本設定及び推計条件

各道路分類別面積に対し、それぞれの面積を更新年数（耐用年数）で除した面積を、1年間の舗装部分の更新量と仮定し、これに更新費用（単価）を乗じることにより更新費用（総額）を試算します。

耐用年数	一律15年
一般道路更新費用	4,700円/㎡
自転車歩行者道更新費用	2,700円/㎡

橋りょうの更新費用推計の基本設定及び推計条件

更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に更新費用（単価）を乗じることにより更新費用（総額）を試算します。

また、積み残し処理期間は5年間とし、架橋時期が不明な橋りょうに関しては、今後40年間にわたって、毎年均等額更新することとします。

耐用年数	一律60年
PC橋、RC橋更新費用	425,000円/㎡
鋼橋更新費用	500,000円/㎡

上水道の更新費用推計の基本設定及び推計条件

更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ管径・延長等で更新すると仮定し、管径別延長距離に更新費用（単価）を乗じることにより更新費用（総額）を試算します。

また、積み残し処理期間は5年間とし、埋設時期が不明な管きょに関しては、今後40年間にわたって、毎年均等額更新することとします。

耐用年数	一律40年
導水管更新費用	100,000～923,000円／m
送水管更新費用	97,000～923,000円／m
配水管更新費用	97,000～923,000円／m

下水道の更新費用推計の基本設定及び推計条件

更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ管径・延長等で更新すると仮定し、管径別延長距離に更新費用（単価）を乗じることにより更新費用（総額）を試算します。

耐用年数	一律50年
コンクリート管更新費用	124,000円／m
陶管更新費用	124,000円／m
塩ビ管更新費用	124,000円／m
更生管更新費用	134,000円／m
その他更新費用	124,000円／m

② 推計結果

i) 道路

今後40年間の整備費用総額は、151.8億円、1年あたりの整備額は3.8億円と推計されます。

道路について既存道路の更新費用は過去5年間平均で2,000万円、新規整備分は過去5年間平均で3,100万円となっており、既存更新及び新規整備分の合計額は5,100万円となります。

さらに用地取得費の1,300万円を合算すると、合計で平均約0.6億円となっています。

このように、更新費用推計額（年平均額）は直近の投資的経費の約6.3倍に上っており、一層の財源確保と長寿命化を検討する必要があります。

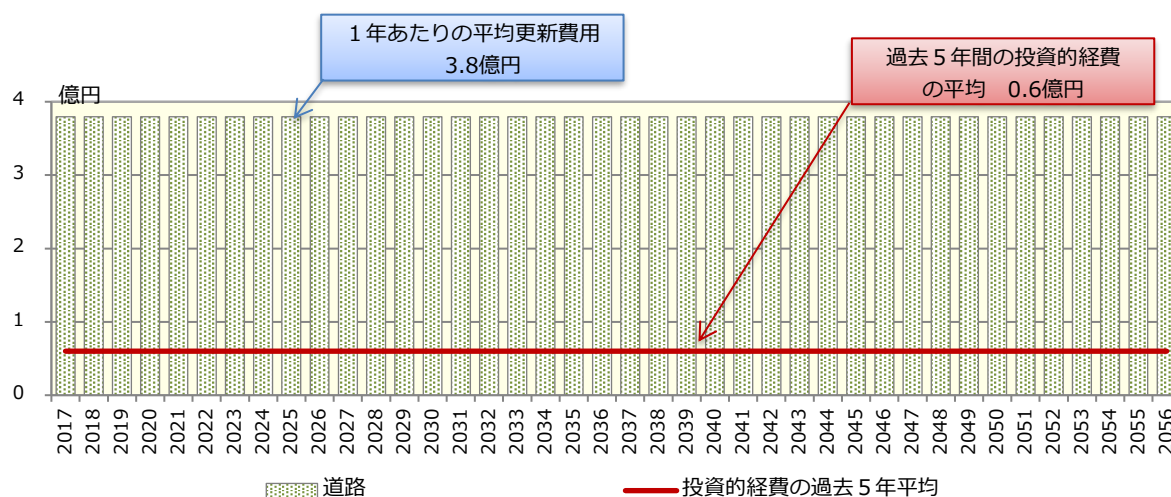


図3-4-3 道路の推計結果

今後40年間における更新費用	151.8億円
1年あたりの平均更新費用	3.8億円
過去5年間の投資的経費の平均額	0.6億円

ii) 橋りょう

今後40年間の整備費用総額は、34.2億円、1年あたりの整備額は0.9億円と推計されます。

橋りょうについて既存橋りょうの更新費用は過去5年間平均で650万円、新規整備及び用地取得は過去5年間行われておらず、橋りょうに対する投資額は

650万円となります。

橋りょうは、これまで更新（架け替え）事業はほとんど実施されたことがなく、通常の維持管理が中心であったことから、投資的経費も少額となっています。

しかしながら、今後は徐々に耐用年数を迎える橋りょうが増えていくとともに、点検や修繕に係る費用も増大していくことが予想されることから、財源の確保に努める必要があります。

また、橋りょうの更新に当たっては他のインフラ資産と比較して短期間に多額に費用が必要となることから、費用の平準化も重要な課題といえます。

平成28年12月に策定した「蟹江町橋梁長寿命化計画」に基づき適切な点検、維持管理を推進する必要があります。

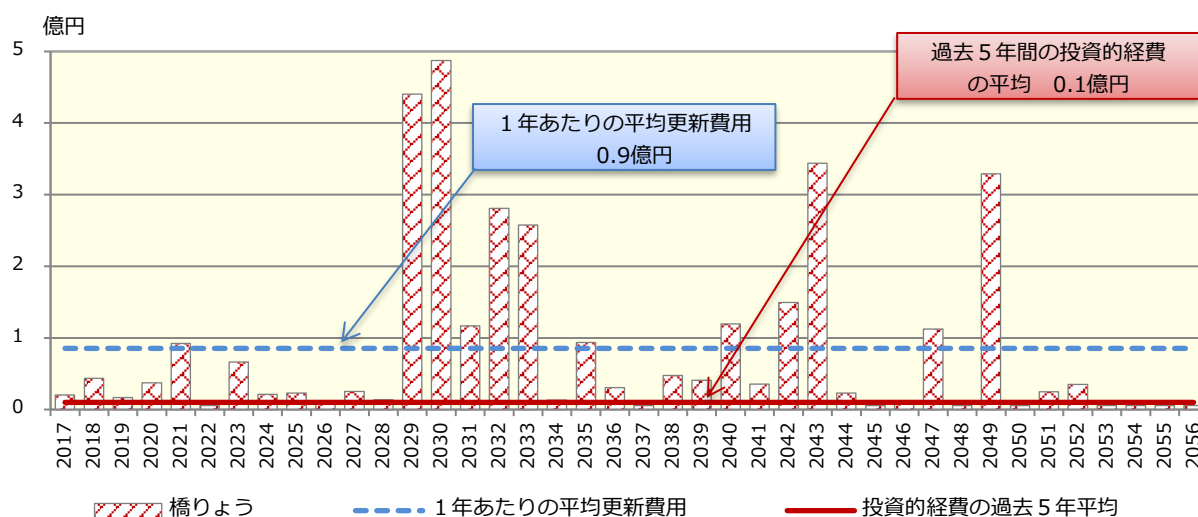


図3-4-4 橋りょうの推計結果

今後40年間における更新費用	34.2億円
1年あたりの平均更新費用	0.9億円
過去5年間の投資的経費の平均額	0.1億円

iii) 上水道

今後40年間の整備費用総額は、172.8億円、1年あたりの整備額は4.3億円と推計されます。

上水道については、既存管きよの更新費用は過去5年間平均で1.0億円、新規整備分は過去5年間平均で0.1億円となっており、既存更新及び新規整備分

の合計額は1.1億円となり、用地取得に要する費用はなかったことから、これが上水道に投じられている金額であるといえます。

上水道管きょは町内全域で200km敷設されており、また敷設後長期間経過している状態です。

上水道事業については、上水道ビジョンや経営戦力の更新及び策定が予定されており、維持管理等に要する費用についても、これらに基づき、より精度の高い費用試算を行い計画的な維持管理を推進する必要があります。

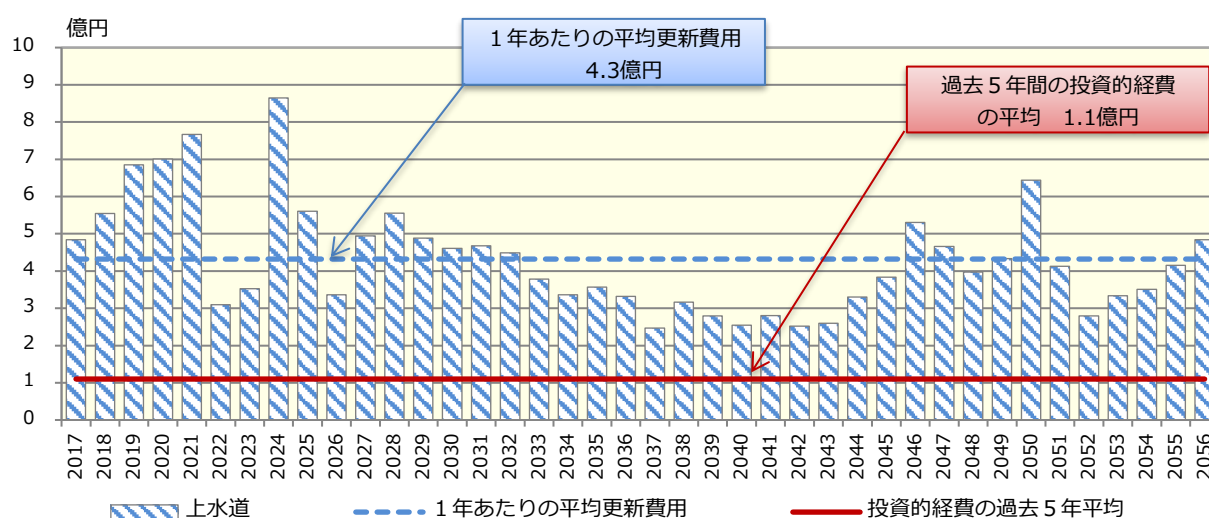


図3-4-5 上水道（管きょ）の推計結果

今後40年間にける更新費用	172.8億円
1年あたりの平均更新費用	4.3億円
過去5年間の投資的経費の平均額	1.1億円

iv) 下水道

下水道については、2000年（平成12年）にコミプラが整備され、その後流域関連の管きょ整備が開始され、現在も新規整備が進行中です。

したがって、当面は新規整備が続くものであり、耐用年数満了の時期は概ね2050年（平成62年）頃になります。

当面は新規整備が中心であり、日常的な修繕費を除き大規模な更新費用は見込まれませんが、耐用年数を迎えるとその更新費用は一気に増大することから、更新費用の財源確保も念頭に維持管理の計画を策定する必要があります。

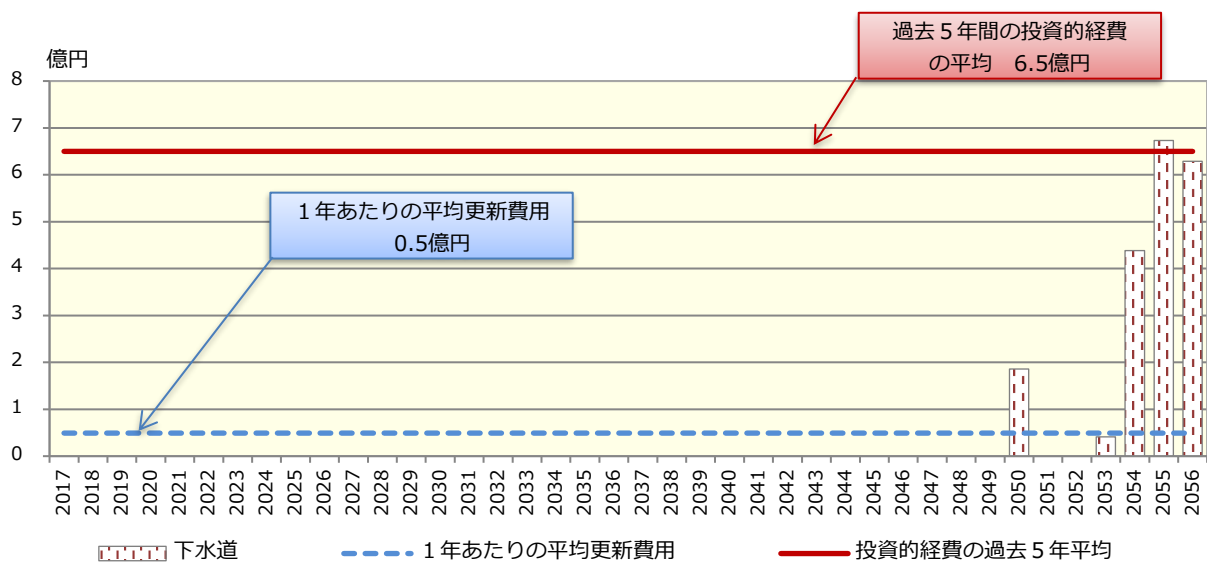


図3-4-6 下水道（管きょ）の推計結果

今後40年間ににおける更新費用	19.7億円
1年あたりの平均更新費用	0.5億円
過去5年間の投資的経費の平均額	6.5億円

ウ 全体更新費用の推計結果

i) インフラ施設

本計画で対象としている公共施設のうち、インフラ施設（道路、橋りょう、上下水道）に投じられてきた投資的経費は過去5年間平均で8.3億円となっており、これがインフラ施設に投じられている金額であるといえます。

インフラ施設の更新費用は今後40年間で378.4億円、年平均9.5億円と推計され、投資的経費の直近平均額の1.1倍となります。

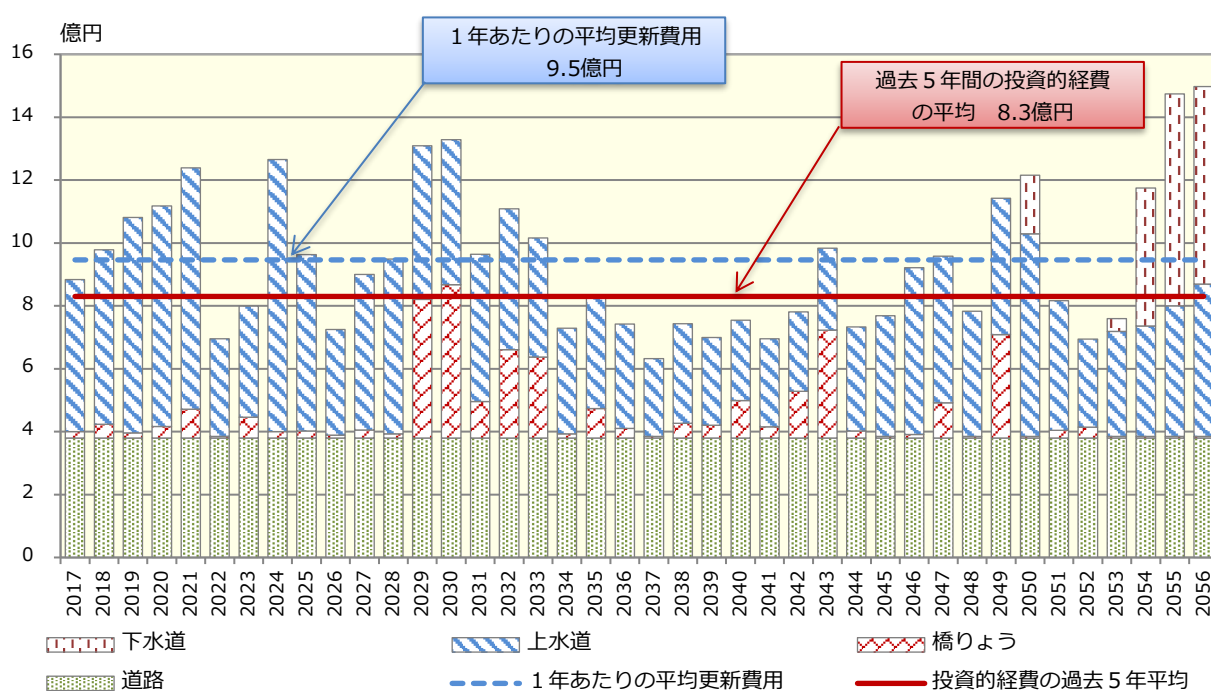


図3-4-7 全体更新費用の推計結果（インフラ施設）

今後40年間における更新費用	378.4億円
1年あたりの平均更新費用	9.5億円
過去5年間の投資的経費の平均額	8.3億円

ii) 全体更新費用の推計結果（建物（長寿命）及びインフラ施設）

上記のインフラ施設全体の更新費用推計に、長寿命化を前提とした建物の更新費用推計を考慮することとします。

上記のインフラ施設への投資金額8.3億円に公共施設への投資金額5.1億円を加えた13.4億円が本町全体の公共施設等に投じられている金額であるといえます。

公共施設の更新費用は今後40年間で655.5億円、年平均16.4億円と推計され、投資的経費の直近平均額の1.2倍、年間3億円の不足となります。

今後人口の減少による税収（個人住民税）の減少が予測される一方、扶助費等の義務的経費が増加することが予測され、投資的経費として充てられる財源は減少することが考えられます。

したがって、より効率的な維持管理やインフラ施設を含めた公共施設全体の長寿命化を図り、維持管理・更新に要する費用を抑制することが必要となります。

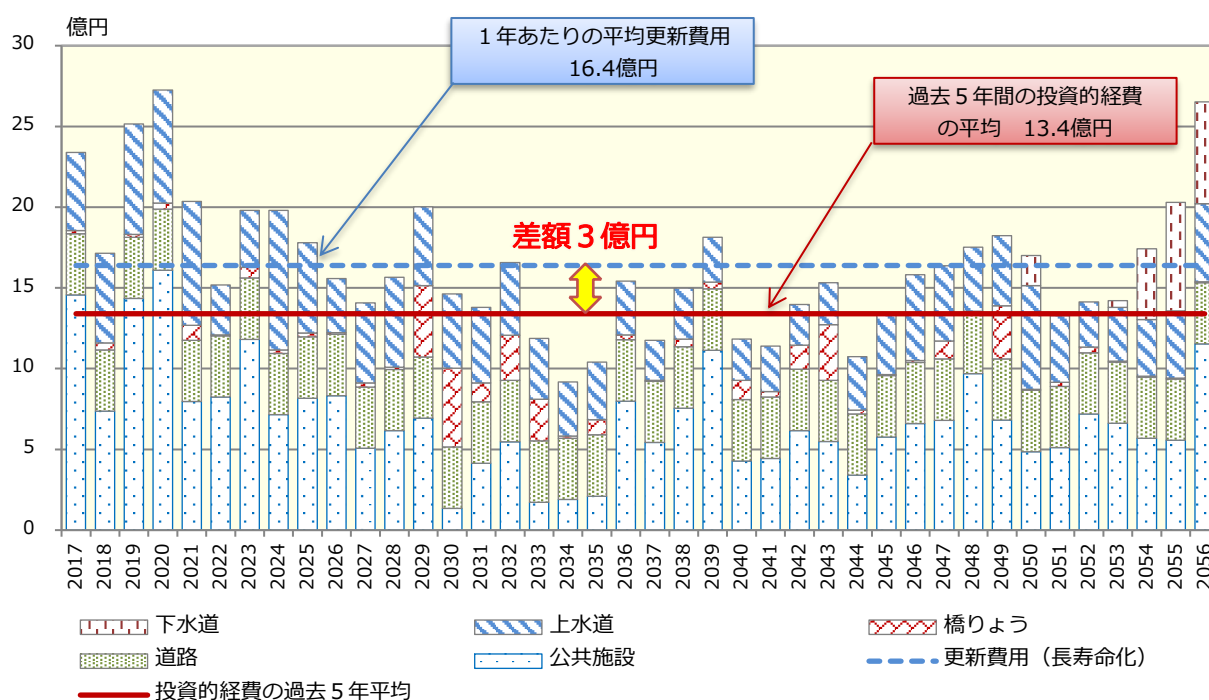


図3-4-8 全体更新費用の推計結果（建物（長寿命化）及びインフラ施設）

今後40年間にける更新費用	655.5億円
1年あたりの平均更新費用	16.4億円
過去5年間の投資的経費の平均額	13.4億円

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(1) 課題の整理

これまで本町では、人口の増加や都市基盤整備、公共サービスの向上等のため公共施設の整備を推進してきました。

そして今後これらの多くが短期間に集中して更新の時期を迎えようとしています。

これからは、かつてのような経済成長も見込めず、長期的には人口も減少傾向にあり、現在の公共施設の全てを維持していくことは、財政上にも大きな負担となります。

そこで現在、本町が抱える公共施設を取り巻く課題を以下の3つに取りまとめました。

課題1 公共施設等の老朽化への対応

- 本町においては、学校施設を中心に必要な耐震診断・耐震工事の実施や点検等により、当面の安全性は確保されていますが、将来にわたり住民生活や社会経済活動を支える公共施設等の安全性を確保するためには、適切な点検・診断等の実施、定期的な維持・修繕工事の実施、将来の利用需要を踏まえた上での長寿命化の実施をしていく必要があります。

課題2 厳しい財政状況を踏まえた対応

- かつてのような経済成長が期待できない中、本町の財政状況の大幅な好転を見込むことは困難であり、公共施設等の維持管理・更新をするための財源確保について非常に厳しい状況が続くことが予測されます。
- しかしながら、厳しい財政状況であっても、将来にわたり公共施設等の安全性を確保するためには大規模な改修や更新が必要不可欠となります。
- 従いまして、今後は、計画的に公共施設等を維持管理するための個別施設計画を策定し、予防保全型の維持管理の導入を推進することにより、維持・更新に係る経費の軽減・平準化をしていく必要があります。

課題3 将来の社会環境の変化に対応した施設総量の適正化への対応

- 本町の公共建築物の人口1人あたりの延床面積は、県内の類似団体と比較しても平均より少なくなっています。
- しかしながら、将来的な人口減少・人口構造の変化等の社会環境に対応するためには、中長期的には施設に対する需要の減少を想定する必要がある、特に長寿命化を実施する施設については、将来の必要性・利活用方法の検討を進める必要があります。

(2) 公共施設管理の基本目標

これまでに確認された本町の公共施設を取り巻く課題に対応するため、厳しい財政状況の中で、公共施設を活用して、より適切な住民サービスの適用を継続していくために、公共施設のあり方とその維持管理、運営について基本的な目標を以下の通り定めます。

公共施設管理の基本目標

- 施設の老朽化に起因する重大事故ゼロ
- 公共施設等の維持・更新に係る経費の軽減・平準化
- 施設総量の適正化

(3) 計画期間

本町の公共施設は第1章で示した通り、1970年代後半から1980年代前半に集中的に整備されており、この時期に整備された公共施設の延床面積は、現在保有する公共施設の50%以上を占めています。

これらの公共施設の中には既に建築後40年以上経過しており、今後20年から30年の間に更新時期を迎えるものも多くあり、短期間に大量の公共施設の再整備が必要となることが予想されます。

したがって、この施設更新の集中時期を考慮し2017年度（平成29年度）から2056年度（平成68年度）の40年間を本計画の計画期間とします。

さらに公共施設の適切な配置・維持管理のための具体的な施策として、今後施設類型ごとに個別施設計画を策定します。

(4) 基本方針

上記に定めた公共施設管理の基本目標を達成するために、公共施設の維持・管理及びその運営を行うに当たって、以下の7つの視点から基本的な方針を定めることとします。

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ 統合や廃止の推進方針
- ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 点検・診断等の実施方針

■ 予防保全型の維持管理

これまでは、施設の一部に破損等が生じる都度修繕を行う事後修繕を中心に対応してきましたが、施設の安全性の確保や、施設の計画的な修繕による施設の性能維持のためには、破損等が生じる前に補修や修繕を行う予防保全型の維持管理を推進します。

予防保全型の維持管理を行うことにより、施設の安全確保が図られるとともに、施設の長寿命化、維持管理費の平準化が可能となります。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■ 個別施設計画を作成し計画的な維持管理の実施

施設毎に、個別修繕等を繰り返すことは、全庁的には非効率であることから、施設類型ごとに、維持管理等や長寿命に係る計画（個別施設計画）を策定することにより、計画的な維持管理等を推進します。

■ 維持管理・修繕・更新等を効率的・効果的に実施するための体制を構築

個別施設計画を、全庁的に取りまとめ、さらに修繕・改修等の履歴をデータベース化し情報共有することにより、維持管理等を効率的かつ効果的に実施します。

また、これにより維持管理等に要する費用の平準化を図ります。

③ 安全確保の実施方針

■ 優先順位を付け維持管理・修繕・更新の実施

限られた財源を効率的に活用するために、維持管理・修繕・更新の必要性、緊急性、有効性等を勘案して、維持管理等に優先順位をつけ、これに基づき実施します。

■ 日常点検の実施による、危険性の迅速な発見

利用者や職員の安全確保のため、適切に日常点検を実施することにより、危険箇所の発見を迅速にし、施設の損傷等に起因する重大事故の発生を未然に防止します。

④ 耐震化の実施方針

■ 倉庫等付属建物については耐震化の実施の必要性を検討

現在、町内の主な施設の耐震化は完了しており、今後新設する施設は、災害発生時の拠点施設としての機能等も考慮した計画、設計となるよう配慮します。

また、常時有人施設ではない等の理由から、耐震化の実施されていない倉庫等の付属建物についても、耐震化の実施の必要性を検討します。

⑤ 長寿命化の実施方針

■ 劣化状況を調査し長寿命化すべき建物を選別し、優先度を判断して適切実施

今後、公共施設の長寿命化を図るに当たって、短期間にすべての公共施設に長寿命化を実施することは財政的な観点からも不可能です。

そこで、各施設の建物について劣化状況を調査し、優先的に改修・長寿命化を推進する対象を選定することとします。

■ ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）の縮減

大規模修繕や更新の実施に当たっては、その後の施設使用予定期間等を考慮し、ライフサイクルコストを縮減できる、いわゆる「費用対効果」が最大限得られるよう、実施規模、内容、工法等を比較検討し最適な方法を選択実施します。

⑥ 統合や廃止の推進方針

■ 施設総量の適正化

人口の世代構成の変化や各施設の利活用の状況や建物状況等を勘案し、必要に応じて施設の廃止、施設機能の集約化等を検討します。

また、周辺自治体と連携し公共施設の共同利用や、国や県の施設の利活用を含めた広域利用を検討し、本町における公共施設の総量適正化を図ります。

■ 民間活力の導入の検討

施設規模の見直しや統廃合の検討等に当たっては、民間資金等の活用（ＰＰＰ：プライベート・パブリック・パートナーシップ＝官民連携）としてＰＦＩ（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ＝民営公共事業）や指定管理者の設置等、民間の活力導入など様々な方法を比較検討し、当該施設に最適な設置・維持管理・運営方法を採用します。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■ 職員の高度な知識・技術の習得・向上

県等が実施する施設の維持・管理等に関する研修や講習を積極的に活用し、職員の高度な知識・技術の向上を図ります。

また、これらの情報を庁内で実施する勉強会等で共有することにより、全庁的な職員の知識・技術の向上につなげます。

■ 適正な人材配置

建物や設備に専門的な知識を有する職員を配置できるよう人材育成を推進するとともに、必要に応じて外部の専門家を活用するなど検討します。

第5章 施設類型毎の管理に関する基本方針

施設類型ごとに、現在把握されている課題と①点検・診断等の実施方針、②維持管理・修繕・更新等の実施方針、③安全確保の実施方針、④耐震診断及び耐震化の実施方針、⑤長寿命化の実施方針、⑥統合や廃止の推進方針（総量適正化）について、各施設を所管する部署よりヒアリングをした結果を取りまとめました。施設類型ごとの公共施設等の現状や課題、管理に関する基本方針は以下の通りです。

（１）庁舎等

役場庁舎 等

現状課題等	■役場庁舎は、建築後40年以上を経過しており、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■役場庁舎については、平成19年に耐震工事を実施済みである。 ■公園管理事務所については、新耐震基準に基づく建物である。 ■倉庫等付属建物に耐震診断及び耐震化未実施のものがあるが、これらについては実施の必要性等検討する。 ■非構造部材については現在未着手であるため、これらの安全対策を推進することとする。
長寿命化	■行政運営の中心となる施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。

総量適正化	■ 建替え時期の到来した際には、人口や世代構成の変化に伴う利用者のニーズに即した形で建替え等を実施する。
-------	--

(2) 消防（消防本部・分団詰所等）

現状課題等	■ 本部庁舎は、建築後40年以上経過しており、老朽化は見られるが、適宜補修を実施しているため、利用上の問題は無い。 ■ 南部出張所については、平成20年3月31日に廃止しており、現在は、防災資機材等の保管場所として利用している。取り壊しの予定は無い。 ■ 分団詰所は、建築後最も古い建物でも20年を経過していないが、老朽化は見られるため、平成26年度より順次外壁塗装工事を実施している。
点検診断等	■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■ 職員や消防団員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■ 消防本部は、平成18年度に耐震工事を実施済みである。 ■ 分団詰所については、いずれも新耐震基準（昭和56年6月1日）以降に建設されたものである。
長寿命化	■ 消防本部は災害時に中心となる施設であり、分団詰所も災害時に利用される施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては、長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	■ 建替えの時期が到来した際には、災害対応に必要な設備・機能等を備えた適正規模での建替えを検討する。

(3) 学校教育（小中学校）

小学校5校（蟹江、舟入、須西、新蟹江、学戸）

中学校2校（蟹江、蟹江北）

現状課題等	■全体的に老朽化が進展しており、今後大規模改修や建替え等を検討する必要がある。 ■災害発生時に避難所にもなるため、防災機能も拡充する必要がある。
点検診断等	■教職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■児童・生徒、教職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■全校耐震工事実施済みである。 ■窓ガラスについては、非構造部材耐震化実施済みである。 ■その他の部分についても実施計画を策定し安全対策を推進する。
長寿命化	■いずれの施設も、建築後約40年経過しており、相応の老朽化が生じているため、長寿命化にも着目した修繕改修の計画の策定を推進する。
総量適正化	■今後の人口や児童・生徒数の推移等勘案し、必要な対策等を講ずる。 ■建替えや更新に際して、適正配置についても検討する。

(4) 学校教育（給食センター）

現状課題等	■ 建築後 7 年が経過し、まだ顕著な老朽化は見られないが、外壁及び屋上接合部に亀裂が生じ、漏水による補修を行う等、適宜補修を実施しているため、利用上の問題は無い。 ■ 設備については、厨房機器等の消耗部品の更新や修繕箇所が多くなっているが、給食業務に支障が生じる問題とはなっていない。 ■ 保育食の調理も行っているため、学校の長期休暇を利用した大規模な改修等の実施が困難である。
点検診断等	■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■ 職員・納入業者等に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 現状では館内放送設備が未設置なので、安全確保の観点から設置を検討する。 ■ 破損の恐れがある場合には、事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■ 新耐震基準の建物であるが、耐震基準等に変更等があった場合、速やかに安全を確保する方策を推進する。
長寿命化	■ 施設の経年劣化は避けられないので、今後改修計画等を立案し、修繕や改修にあたっては、長寿命化にも着目した工事を実施する。また、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	■ 建替えの時期が到来した際には、施設の複合利用を含めた最適な配置を検討する。

(5) 社会教育（社会教育）

-生涯学習課所管分-

歴史民俗資料館

現状課題等	■資料館は建築後38年経過しており、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。その他の施設についても定期的な手入れをしており問題ない。 ■収蔵スペースが手狭になってきており、今後対応を検討する必要がある。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■資料館は、平成16年に耐震診断を実施し、問題ないと診断されたが、展示ケースの倒壊等への対策を検討する。
長寿命化	■不特定多数の方が利用する施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	■資料館部分のみが古いため、その部分に建替えや更新が必要になった場合は、適正配置についても検討する。

産業会館（産業文化会館）、まちなか交流センター

現状課題等	■産業会館は、公民館分館との複合施設として建築されており、建築後30年程度経過し、老朽化は見られるが、産業文化会館との位置づけで一体による維持管理や補修等を行ってきた経緯もあるが、適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。 ■まちなか交流センターは、建築後6年程度経過しているが、適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■産業会館は、公民館分館との複合施設であり、新耐震基準の建物である。 ■まちなか交流センターは、平屋建物かつ新耐震基準の建物である。
長寿命化	■産業会館は、町内唯一の産業系施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	■建替えの時期が到来した際には、施設の複合利用を含めた最適な配置を検討する。

(6) 社会教育（公民館）

蟹江中央公民館、蟹江中央公民館分館（産業文化会館）

現状課題等	■蟹江中央公民館については、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。 ■蟹江中央公民館分館については、産業会館との複合施設として建築されており、建築後30年程度経過し、老朽化は見られるが、一体による適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。 ■災害発生時に避難所にもなるため、防災機能も拡充する必要がある。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■大規模改修や修繕計画は毎年見直し年度別事業計画で作成されており、今後も計画的に修繕・改修等を実施していくとともに、さらに長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■利用者や職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■中央公民館は、平成18年度に耐震工事を実施済みである。 ■中央公民館分館については、産業会館との複合施設であり、新耐震基準の建物である。 ■非構造部分等その他の部分についても安全対策を推進する。
長寿命化	■内部設備も含めた長寿命化に着目した修繕改修の計画の策定を推進する。
総量適正化	■建替えの時期が到来した際には、施設利用者の状況を勘案し、最適な配置を検討する。

(7) 社会教育（体育施設）

蟹江町体育館、蟹江町体育館分館、希望の丘広場等

現状課題等	■ どの施設も老朽化は見られるが適宜補修等実施（平成24年度に体育館、平成25年度に体育館分館及び希望の丘広場）しており、利用上の問題はない。
点検診断等	■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■ 体育館については、耐震診断は実施済みであり、耐震工事は不要であった。 ■ 体育館分館については、新耐震基準後の建物である。 ■ 非構造部分等その他の部分についても安全対策を推進する。
長寿命化	■ 今後も長寿命化にも着目した修繕改修の計画の策定を推進して行く必要がある。
総量適正化	■ 建替えの時期が到来した際には、施設利用者の状況を勘案し、最適な配置を検討する。

(8) 社会教育（図書館）

現状課題等	■ 建築後18年以上を経過しており、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。
点検診断等	■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■ 新耐震基準の建物であり、問題はない。
長寿命化	■ 修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	■ 建替えの時期が到来した際には、施設の複合利用を含めた最適な配置を検討する。

(9) 保健福祉（保健センター）

現状課題等	■ 建築後20年以上経過しているが、平成23年に改修工事、また適宜補修等を実施しており、利用上の問題はない。
点検診断等	■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。
維持管理等	■ 救護所という観点からも、修繕の実施・備品購入等を行っていく。 ■ 空調設備が不調をきたしており、計画的更新を推進する。
安全確保	■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。 ■ 非常時の電力及び水の確保について検討する。
耐震化	■ 新耐震基準の建物であり、問題はない。
長寿命化	■ 救護所として指定されていることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施していく。
総量適正化	■ 建替えの時期が到来した際には、施設の複合利用を含めた最適な配置を検討する。

(10) 保健福祉（高齢者福祉）

老人福祉センター本館、老人福祉センター分館（新蟹江、舟入、学戸）

現状課題等	■全体的に建物の老朽化が進んでおり、今後建替え、大規模改修及び施設廃止の検討が必要である。 ■特に老人福祉センター本館、同新蟹江分館は老朽化が著しい。 ■平成29年度には、老人福祉センター分館跡地、同駐車場等を建設用地として、「多世代交流施設」の建設工事を開始し、平成30年度中に供用開始予定。 ■老人福祉センター新蟹江分館については、母子通園施設「ひまわり園」としての使用が主となっている。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■全ての施設が新耐震基準にて建築された建物である。
長寿命化	■いずれの施設も相応の老朽化が生じているため、長寿命化にも着目した修繕改修計画の策定を推進する。
総量適正化	■「多世代交流施設」の建設に伴い、老人福祉センター本館については平成30年度以降に廃止の予定である。 ■老人福祉センター各分館については、今後、統合及び廃止について検討していく。

(11) 保育（保育所）

保育所 6 園（蟹江、須成、新蟹江北、蟹江西、舟入、蟹江南）

現状課題等	■昭和49年度築の須成・蟹江保育所、昭和52年度築の新蟹江北保育所、昭和53年度築の蟹江西保育所については、全体的に老朽化が進展しており、順次大規模改修を検討する必要がある。 ■昭和56年度築の舟入保育所については、鉄骨平屋造のため安全性が確保されていると考えている。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■建物の改修、設備の更新について、推進していく。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■児童・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■舟入保育所を除く保育所については、耐震診断を実施済みである。 ■舟入保育所は、平屋建物かつ新耐震基準の建物である。
長寿命化	■相応の老朽化が生じているため、長寿命化にも着目した修繕を推進する。
総量適正化	■今後の人口や入所者数の推移等勘案し、必要な対策等を講ずる。 ■建替えや更新に際して、適正配置についても検討する。

(12) 保育（児童館）

児童館 5施設（新蟹江、須西、舟入、学戸、蟹江） 、学戸学童保育所

現状課題等	■昭和61年度築の新蟹江児童館をはじめ全施設において、適宜補修等を実施しており、今のところ大規模修繕の必要性は認められないと考えている。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■建物の改修、設備の更新について、推進していく。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■児童・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■全て新耐震基準の建物であるが、今後も耐震化に向け安全対策を推進することとする。
長寿命化	■相応の老朽化が生じているため、長寿命化に着目した修繕を推進する。
総量適正化	■今後の人口や入所者数の推移等勘案し、必要な対策等を講ずる。 ■建替えや更新に際して、適正配置についても検討する。

(13) 衛生（斎苑）

斎苑 2 施設（本町斎苑、舟入斎苑）

現状課題等	■本町斎苑は昭和32年度稼動（59年経過）、舟入斎苑は昭和63年度稼動（28年経過）と、ともに老朽化が進んでいる。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。
維持管理等	■火葬業務に支障をきたすことがないよう、必要に応じて、適切に修繕等を実施する。
安全確保	■利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■舟入斎苑は、新耐震基準にて、設計されている。 ■本町斎苑については平屋建てであり、面積基準からも耐震化施設の対象外である。
長寿命化	■火葬業務に支障をきたすことがないよう、必要に応じて、適切に修繕等を実施し、長寿命化に努める。
総量適正化	■将来的な人口減少等の環境変化を勘案しつつ統廃合を検討する。

(14) 防災（防災施設）

現状課題等	■ 防災倉庫には、災害発生時に使用するスコップや投光機等の防災備蓄資機材、避難所に配布する備蓄食料や毛布等を保管している。また、海拔0 m地帯という地域特性から2階への保管が適切なものが多くあり、エレベーターの設置や自家発電機の浸水対策等防災機能を拡充していく必要がある。 ■ 防災施設の蛍光灯の飛散防止や家具転倒防止を検討していく必要がある。
点検診断等	■ 法定点検以外では職員による毎月の点検を継続し、施設及び災害備蓄資機材の保全を推進していく。 ■ 法定点検については、点検を実施し、記録を管理できる体制を構築する。
維持管理等	■ 防災倉庫は平成11年建築の鉄骨造り建物のため比較的新しく堅牢な建物であるため、改修、設備の更新については、長期的な改修・更新計画の策定を推進し、日常点検を実施することで、予防的修繕を推進していく。 ■ ただし、災害想定の見直しにより被害想定が大きくなる想定結果がでているため、非常用自家発電機の設置場所や防災備蓄資機材の管理方法について見直しが必要と考える。
安全確保	■ 災害時に利用する施設であることも考え、蛍光灯の飛散防止や家具の転倒等、事前対策を講ずるように日常点検の実施を推進していく。
耐震化	■ 現在、防災施設の耐震診断は未実施であるが、防災施設であることを考え、必要に応じて建物の耐震診断等を実施していく。
長寿命化	■ 災害時に必要な施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化及び災害の被害想定にあわせた改修等を検討するとともに、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	■ 建替えの時期が到来した際には、災害対策本部や避難所との連携等施設の最適な配置と機能の向上を検討する。

(15) 道路

現状課題等	■道路は、日常生活や地域の交流、社会経済活動を支えるとともに、災害時には避難路や物資輸送路等の防災機能をも果たす基幹的交通施設であり、一度供用を開始すると機能維持が恒常的に求められる。 ■橋りょう等様々な施設から成っている道路の機能を維持するには、個々の施設の状態を把握して的確に診断し、適切な対策を行って重大な損傷の発生を防止するとともに、老朽化させない対策の確立が必要である
点検診断等	■道路舗装、道路附属物等の施設については、町独自の基準等に基づき、定期的に点検を行い、健全度を診断することを推進する。
維持管理等	■定期的に点検する全ての施設を対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新するよう推進する。
安全確保	■道路舗装等の施設について定期点検を行うよう推進する。また、定期点検を実施する全ての対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新するよう推進する。
耐震化	■耐震化の対象施設ではない。
長寿命化	■道路舗装等の施設について定期点検を行うよう推進する。また、定期点検を実施する全ての対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新するよう推進する。 ■定期点検、補修等の記録を一元的に管理、蓄積し、絶えず最新の記録を参照できるよう推進する。 ■点検結果や補修履歴等から損傷原因を分析し、長寿命化対策の立案・実施を推進する。
総量適正化	■供用を廃止した施設については、安全確保の観点から通行禁止または撤去を推進する。

(16) 橋りょう

現状課題等	■ 橋りょうは、日常生活や地域の交流、社会経済活動を支えるとともに、災害時には避難路や物資輸送路等の防災機能をも果たす基幹的交通施設であり、一度供用を開始すると機能維持が恒常的に求められる。 ■ 橋りょう等様々な施設から成っている道路の機能を維持するには、個々の施設の状態を把握して的確に診断し、適切な対策を行って重大な損傷の発生を防止するとともに、老朽化させない対策の確立が必要である。
点検診断等	■ 点検等の法により義務化の対象となる橋りょうについては、国が策定した基準等に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行う。
維持管理等	■ 「蟹江町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的に行う点検の診断結果を基に修繕を行い、計画的かつ効率的に橋りょうを保全・更新する。
安全確保	■ 「蟹江町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的に行う点検の診断結果を基に修繕を行い、計画的かつ効率的に橋りょうを保全・更新する。
耐震化	■ 地震発生時においても地震動による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る状態が確保されるよう耐震補強を推進する。
長寿命化	■ 「蟹江町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な維持管理を推進し、定期的に行う点検の診断結果を基に修繕を行い、計画的かつ効率的に橋りょうを保全・更新する。
総量適正化	■ 供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。

(17) 上水道

現状課題等	■配水管路施設、浄水場施設は、40年以上経過しているものもあり、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。 ■今後水道ビジョンの更新、経営戦略の策定予定である。 ■現在、全量県営水道から供給を受け、本町内へ配水しているが、県営水道にかわる以前利用していた地下水源やポンプ施設等、現在使用していない施設のあり方を検討する必要がある。
点検診断等	■職員による日常点検・検査を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検・検査結果履歴に法定検査以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■管路・設備の更新や建物の改修について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検等を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■破損等の恐れがある場合には事前に対策を講ずるように、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■耐震計画を基に、重要管路、重要施設等への管路整備を進めるとともに、必要に応じて管路耐震計画の見直しを検討する。 ■倉庫等付属建物に耐震診断及び耐震化未実施のものがあるが、これらについては実施の必要性等を検討する。
長寿命化	■管路の耐用年数を考慮し、長寿命化にも着目した工事を実施し、必要に応じて整備の見直しを検討する。 ■建物・設備の修繕や改修に当っては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	■管路総量は適正と考えており、今後も管路耐震計画を基に、管路整備を進める。

(18) 下水道

現状課題等	■平成15年度に下水道整備を開始してから、計画に基づいて、引き続き整備を継続しており、これまでのところ、修繕等の維持管理による課題はない。 ■クリーンセンターは、建設後、14年が経過しており、設備の老朽化が見受けられる箇所もあるが、専門業者による維持管理等を実施しており、使用上の問題はない。
点検診断等	■点検、診断の記録が管理された体制の構築を検討している。 ■テレビカメラによる詳細調査を検討している。 ■クリーンセンターの設備等の法定点検を適切に実施し、施設の保全を推進する。
維持管理等	■下水道整備を開始し、10年余りの経過年数のため、修繕の実績や更新の予定はないが将来的には、管きよの修繕や更新の実施履歴が管理された体制の構築を検討している。 ■クリーンセンターの設備等の改修、更新については、点検、診断結果を踏まえ、計画的に検討し、実施する。
安全確保	■安全確保のため引き続き日常点検の実施を推進する。 ■クリーンセンターの施設等の安全確保に努める。
耐震化	■「下水道施設の対策指針」に基づいて、引き続き、下水道整備を進める。 ■クリーンセンターは、平成13年度に建築された鉄筋コンクリート造であり、耐震化された建物と判断する。 ■建物の定期（法定）点検については実施の必要性等検討する。
長寿命化	■管きよの耐用年数を考慮し、中長期的な視野で、長寿命化計画の策定を検討している。 ■クリーンセンターは耐用年数に応じて、老朽化が生じてくる設備もあるため、長寿命化にも着目した修繕改修の計画の策定を推進する。
総量適正化	■事業計画に基づいて、引き続き、下水道整備を進める。 ■クリーンセンターは、将来的に公共下水道が当該地区に整備されれば、検討の対象となるが、当面の間は、整備の予定はない。

第6章 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

(1) 全庁的な管理体制の構築及び人材の育成

本計画の基本目標及び基本方針に基づき、公共施設を適切に維持管理、運営していくために、全庁的な調整連絡会議を設置し、本計画の進捗管理を行います。

また、個々の職員がより高度な知識技術を習得できるよう研修会や勉強会を実施し、必要な人材の育成に努めます。

(2) さらなる情報と意識の共有化

公共施設等にかかる問題意識の共有化を図るため、庁内だけでなく、町民等にも情報提供を行うことにより町民との協働の取り組みを促進します。

(3) 民間資金等の活用

公共施設の維持管理・運営に当たって、行政サービスの品質向上とともにライフサイクルコストの縮減と適正化を図るため、民間活力（資金・技術）を活用した事業推進（PPP、プライベート・パブリック・パートナーシップ：官民連携）も視野に入れる必要があります。特に複合化等に伴い、維持・管理・運営手法について大幅に見直す必要がある場合や建替えを伴う事業等については、民間活力の導入を検討していきます。

(4) フォローアップの実施方針

本計画の対象期間は、40年間という長期の計画のため、10年毎を目途に、フォローアップとして本計画をはじめ、実施計画や個別施設計画の見直しを行うこととします。

ハコモノ施設については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進めつつ、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、必要な見直しを行います。

また、インフラ施設については、点検基準等の整備状況や、効率的な点検の実施等、国や県、周辺市町村との連携にも配慮して、必要な見直しを実施します。

本町では、若年人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれ、これにより公共施設に求められるニーズも、時代とともに変化していきます。

したがって、計画見直しの際には公共施設等の維持管理の状態のみならず、人口・世代構成も配慮した配置等を検討することとします。

蟹江町公共施設等総合管理計画

平成29年 3 月



作成・発行／蟹江町

所在地／〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

電話番号／0567-95-1111（代）

ホームページ／<http://www.town.kanie.aichi.jp/>

編集／蟹江町役場総務部総務課